

平成23年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第2日目（平成23年9月14日）

（午前 9時55分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

定刻前ですが、全員出席されておりますので、会議を行いたいと思います。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、5番原田稔朗さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

ここで、昨日設置されました決算審査特別委員会の正副委員長がそれぞれ選任された旨、通知がありましたので報告をいたします。

委員長、谷秀紀さん、副委員長、女鹿聡さん。

以上であります。

一 般 質 問

○議長（山崎数彦君） 日程第3 これより、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1番、議席番号6番女鹿聡さん。

一つ、介護保険制度について。

一つ、通院・買い物の移動が困難な住民の移動手段施策について。

一つ、防災計画について。

以上、3件について。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 3点について質問をさせていただきます。

初めに、介護保険制度です。

この介護保険制度が、来年4月から改定になります。施行後11年がたつ介護保険サービスは高過ぎる保険料、利用者負担、深刻な施設不足、こういった実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が残っております。

今回の改定過程では、軽度者を介護保険から完全に外すことなども提案され、要支援1、2と要介護者への生活援助を見直せば1,600億円ほど抑制できるという、こういった試算まで出されました。今なおさまざまな問題を抱える保険制度には手をつけずに、新たな給付抑制策を盛り込むなど、利用者、家族に重大な影響を与えると考えられます。

そして、今回の改定成立の国会での審議は、衆議院、参議院合わせて18時間弱という短時間で成立しました。震災で医療、介護関係者が救援に全力を挙げているさなか、国民に十分な説明と理解が得られないまま採決されました。この改定に、医療、介護関係者はもとより、介護者を持つ家族などに不安が広がっていると聞きます。そのことを踏まえて質問をさせていただきます。

①、今回改定されるに当たっての問題点を市ではどのように把握しているのか。

②、介護保険制度改正について、市の今後の考え方はいかがかお聞かせください。

二つ目、買い物、通院などの移動が困難な住民の移動手段についてです。

高齢化が進む中でだれもが心配しているのが、やはり通院、買い物などの移動手段だと思っております。この問題は幾度となく、多分、議論されてきている問題だと思います。しかし、段階的な話し合いの中で終わってしまっていて、具体的な前進面がないように私は思います。

現状は、自分で車を運転しているけれども今後どうすればいいのかとか、車を持っていない人は身内が乗せてくれるから大丈夫といった声がありますが、こういった声は、今後、移動手段をどういうふうに確保していくか、歌志内で暮らしていけばいいのかという問題につながってくると思っております。

バスは1時間置きに1本しか走っておらず、緊急を要したときにはとても不便です。多くの高齢者に今後住み続けていただくために、早急に意見を取りまとめして、福祉と暮らしに直結した施策が望まれていると思っております。

このことを踏まえまして、①、市では移動手段を持たない住民の実態をどのように押さえているか。

②、今まで関係機関の話し合いで、その後の進捗状況はどうなっているか。また、市長の考えはいかがか、お聞かせください。

三つ目、防災計画について聞きます。

6月議会でのこの防災計画について、質問をさせていただきましたけれども、今回、台風12号の甚大な被害は、平成に入ってから最悪な事態になりました。北海道でも被害を大きく

し、歌志内にも改めて自然災害の脅威を思い知らされたと思っております。

幸いにも今回の台風では、被害は消防署員や消防団員、そして市の職員の皆様の迅速な対応と献身的な見回りで最小限に抑えることができたと思っております。しかし、河川のはんらんや土砂災害といった明確な災害予測がある中で、いかに住民を避難させて住民の安全を守るか、どのように今回の和歌山や奈良県のような被害を回避するか、もう一度対策を見直す必要があると私は思います。

今回の土砂災害に深層崩壊という新たな被害が出ており、国がどういう対策をとるか考えているわけですが、歌志内独自でも調査、研究する必要があると今後出てくるのではないかと思っております。

そのことを踏まえまして、①、6月以降の防災対策についての避難所の備蓄類の進捗状況はどうなっているか。

②、今後、防災マップ上に載っていない池、沼の状況把握はどうするのか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 私のほうから、御質問の件名1及び2についてお答えを申し上げます。

最初、件名1の介護保険制度の関係でございます。

①の法改正について、どのように把握されているかの御質問にお答え申し上げます。

介護保険制度につきましては、介護保険サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が本年6月に可決され、公布されたところでございます。

主な改正の内容につきましては、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスを創設、介護福祉士や研修を受けた介護職員のたん吸引等の実施、介護療養型医療施設の転換期限の延長、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取り崩し、介護福祉士の資格取得方法の見直し、有料老人ホーム等における利用者保護規定の創設、市民後見人の育成の推進等の所要の改正が行われるものでございます。

御質問は、改正に当たっての問題点を市ではどのように把握しているかという御質問とのごとでございますが、このたびの改正につきましては、介護保険制度が施行されてから十数年が経過し、サービスの利用者数も施行当初よりも3倍となるなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着している一方、急速な高齢化の進行に伴い、より一層高齢者が安心して暮らせるよう、医療、介護、福祉等の生活サービスを切れ目なく提供する地域包括システムの構築の必要性を趣旨としていることから、改正におきましては一定の理解をしております。

その中で、新たなサービスであります定期巡回、随時対応型訪問介護看護や複合型サービスを実施する場合、必要なマンパワーや財源面などからの確な事業者の確保、その事業者と行政とのスムーズな連携が必要になってくると考えております。

続きまして、2番目の介護保険改正について、市の今後の考え方はの問いでございます。

介護保険の改正については、当市の場合、御案内のとおり保険者が空知中部広域連合でございますので、構成市町で協議しながら対応をしてみたいと考えております。

次の2番目の質問でございます。

通院、買い物等の移動が困難な住民の交通手段等について云々でございます。①、②につきまして、関連してございますのであわせてお答え申し上げます。

保健福祉課では、昨年、地域福祉計画の策定に当たりまして、福祉のまちづくりのためのアンケートを実施いたしました。この中で、相談や手助けの相手にどのような支援をお願いする

かという設問の中で、除雪の次に外出、通院の付き添い、買い物等というふうにお答えをいただいた割合が高くなっております。このことから、地域福祉計画策定委員会では、通院や買い物、移動が困難な方々が地域の中で多く存在していると判断し、外出や買い物支援について議論をしているところでございます。

議論の中ではさまざまな課題や意見が出されておまして、施策についても今後さらに検討していくこととしております。

特に、高齢者の通院や買い物の移動手段は、本市だけの問題ではなく、高齢化に伴い全国的な課題でございます。行政と地域が一体となり、そこに民間の力も加えながら、地域独自の解決策を見出していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 3番目の防災計画についてお答えいたします。

①、②についてお答えいたします。

初めに、①でございます。

今議会の補正予算に防災備蓄品購入のため88万8,000円を予算計上しましたが、実際の備蓄は今議会後となります。

さきの東日本大震災では、毛布と食糧の不足が問題とされましたことから、避難直後に需要が想定されます毛布150枚と給水バック150枚を購入、あわせて非常食100食分を購入予定であります。なお、非常食につきましては保存年限が5年ですので、入れかえ時期などを考慮しなければならないため、今後とも継続的に整備する方針であり、防災備蓄の充実に取り組んでまいります。

続いて、②でございます。

池や沼は一般に水深が浅いものを指すことが多く、現時点ではマップ上で取り上げることは考えておりませんが、市街地と山間部が近い位置にある本市において、至るところに傾斜や沢があることから、目に見えず進行する土砂災害や出水の位置予測は非常に難しいと言われております。

先般の大雨の際にも、沢の上流にある沼からの流出が原因と思われる出水がありました。このため、過去に被害が発生した場所は再び同じ状況になることも想定されることから、そういった場所への対策や周知、啓発に加え、類似の場所がないかどうかについて関係機関と連携し、把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 再度質問をさせていただきます。介護保険の件で質問をさせていただきます。

改定に当たって問題を把握していただいているということで答えていただいたのですが、4月までにやらなければならないと考えていることは具体的にどういったことがありますか。お聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 現段階におきましては、先ほど申し上げましたように、国のほうで出されました23年6月22日付の厚生労働省から都道府県知事あてに出された文書のみとなつてございまして、各項目の概略だけということでございます。まだ具体的に個々の部分の中身について、どのようにこれを各機関等に周知する云々については、まだ詳細をいただ

いてございません。随時いただきながら、今後対応を進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 具体的な問題が提起されていないということだと思っておりますけれども、何らかの具体的な内容が内部では多分わかっております、その中で、介護予防に日常生活支援総合事業、こういった仕組みがとられるということで、問題提起、既に医療機関やそういったところでされております。

介護予防日常生活総合支援などのこういった仕組みをきちんと考えた上で、今後、この改定に当たって話を進めていかなければならないと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） まさに御質問のとおりでございます、その制度、制度の中身を十分熟知しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） とりあえず、市の中では、この介護予防日常生活支援総合事業、こういったものの内容は把握はされているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 目下、中身について詳細確認中でございます、他の構成市町の関係もございまして、共通した認識の中の運用ということで考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そういうことになれば、今回僕が集めた資料の中では、この介護予防日常生活支援総合事業が各自治体で中身を決めれると、要支援者の一部分を自治体で判断して、今までの予防給付を受けるのか、また、総合事業を受けるのかといったことが決められる制度だということを私は認識しているのですけれども、この制度が入ってくると料金の設定が各自治体でできるということなので、サービスの温度差が多分ほかの自治体と比べて出てくる場所があると思うのです。そうすると、今まで普通に予防給付を受けていた介護サービスを受けていた方々の今後のそういった生活、こういったことを市ではきちんと把握した上で、今後シミュレーションというか、そういう実態を把握していかなければならないと思うのです。

4月にこの制度が決まる、改定になるのはもう決まっているので、それをどのように市で考えて、どのように運営していくか。そういったことをきちんと考えなければならぬと思うのですけれども、もう一度その件に関してお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 確かに各市町村の任意の部分でございますが、先ほども申しましたように、空知中部広域連合という組織の一員でもございますので、各市町云々いいですけども、やはりその辺の最小限のバランスというのを考えていかなければなりませんし、何回も申し上げますけれども、市独自と言いつつもこの辺の均衡を保っていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ということは、まだ市独自でやるか、広域のほうでやるかと、それもまだはっきり決まっていないということでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） この件を含めて、今回の改正について、全般にわたりまして

の集まりというのをまだ設けておりません。今後はいろいろな形の中で種々出てくると思いますが、それは総合的に話し合う機会が来るかと思えますけれども、そういう部分を踏まえて進めてまいりたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ということは、まだ、ほかの地域からもそういった話し合いの場が持たれているというか、広域以外の場所かどうか、こういう制度になるという話し合いを、広域の中に入っている市町村で話し合いというのはまだ持たれていないのですか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） うちの連合の管外の担当のことでしょうか。構成市町の中の話合いということですね。ですから、先ほど言いましたように、現段階ではまだ担当者が集まって具体的な話し合いのという形にはまだなっておりません。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ある要支援の方の事例を訪問しているときに聞いたのですけれども、ひとり暮らしの身内なしの方で週3回の透析を行っていて、自分で行動が困難ということで、便の処理とかもいろいろできない。当然、部屋をこういう方は片づけることもできないので、ヘルパーさんに来てもらっている状態というのがあるらしいのです。

そういった方々が、保険から総合事業になったおかげで外される可能性も出てくるのかなと思うのですけれども、最終的に総合事業に移行するのか、現行のこの介護保険制度でやっていくか、まだわかっていないということなので、どっちにしても、現行のサービスでいくにしても、今まで以上のサービスの向上を目指してもらいたいというのと、あと、この総合事業をやるということになるのであれば、内容をもう一度見てもらってすばらしいものにしてほしいと。24時間対応の定期循環、随時対応サービスといったこと、先ほど言葉に出てきましたけれども、こういったシステムも今の現行のケアマネさん、ヘルパーさんの人数では到底足りないと思っております。

そのときに、ほかの地からボランティアなど、そういった人の手を借りてきてサービスをするという形になると思うのですけれども、サービスの低下につながる、よくわからないボランティアの人たちが来てこのサービスをしたときに、今までのサービスよりも低いサービスになってしまう可能性があると思うのです。そのことをできるだけ避けたいと思うのです。

4月から始まる制度の中で、どれだけそういった人たちの人材の育成と教育、こういったことに時間を費やしていくかということにもかなり問題が出てくると思うのですけれども、その辺、市ではどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 最初の答弁で申し上げましたとおり、11年目ですか、経過してございまして、いろいろな形の中のものが今回改正という形で打ち出されたものでございまして、当然、議員さんの御指摘のとおり、現在のサービスを下回るものであってはならない、それは当然私どもは考えてございます。むしろよりよいサービスをいろいろ考えながら出されたものというふうに理解してございまして、またその中には今までなかった24時間対応できるサービスですとか、介護士さんのたんの吸引とかちょっと高度な医療が入ったり、それぞれ高齢者が安心、安全で暮らせる形のものになりつつあると思えますけれども、少しでもいい形になるよう私どももできる限りのことをしていかなければならないというふうに認識しております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） いかん軽度者の支援を厚くして重度化を防ぐか、この介護保険制度の重大なところだと思います。軽度者を切り離して重度化にしてしまったら全く意味がないと思うのです。今後、この軽度者というのはふえてくるのではないかと思うのですけれども、そういった実態を把握しつつ、最後に市としての対応と考えをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 同じ言葉になろうかと思ひますけれども、やはり、本来この制度の中身を十分熟知して、お年寄りの方々が安心してこの地域で過ごされるよう最大限努力をしてまいりたいと思ひております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。

次に、買い物、通院等の移動困難な方の、今、結構多くの自治体が乗り合いバス、福祉タクシーなどの制度を取り組んでいるということで、インターネットでいろいろ調べたりしているのですけれども、自治体が率先して福祉のまちづくりを行う上で移動手段を持たない高齢者の配慮が一番課題だと思ひています。こういった住民の声をきちんと聞いた上で、例えばですけれども、地元タクシー会社と連携して福祉タクシーなどの運行、こういったことも話ししたり、今までも多分出てきていると思うのですけれども、市のマイクロバスを空き時間につかったりとかという話も多分今まで出てきていると思うのですけれども、こういった具体的な話を進めていかなければならない時期だと思うのですけれども、こういったことを住民の方々には周知はされているのですか。ここまで進んでいますという話の内容は。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） とりわけ申し上げますけれども、今の部分、交通コミュニティーとなりますと市全般的な考え方で、お年寄りだけに限らず、通勤、通学の足の確保等々もありますので、これは総合的に考えていかなければならないと思ひておりますし、私どもでは先ほど申しました地域福祉計画策定の段階の中で、いろいろな課題を、今、拾い上げながら、委員さんが個々にいろいろ論議を交わしていただいておりますし、将来的にある程度の方角が見えた時点でそんなふうな形になろうかと思ひますけれども、憶測で、例えば今言った、あちこちでやっている形がいいのか悪いのかも含めて検討しなければなりませんし、やはり弱者といひましようか、交通手段のない方々が安心して暮らせる環境を維持していかなければならないと思ひておりますし、この計画の話し合いがそういう形の方角になるというふうに通ひておりますし、ならなければ意味がないと思ひておりますし、その辺は鋭意中身を検討しながら進めてまいりたいと思ひております。

なお、また、現時点では今言ひましたように、どうするこうするというようなことで決定しないものを公表するわけにいきませんし、ある程度形が見えた時点で段階的にお示ししたいというふうに通ひております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 早急に話が進まないといひには進んでいかなひのではないかなと思ひます。住民の中には、だんなさんが免許を持っていますけれども、5年もすれば車に乗れなくなるとか、5年ではなくても、二、三年すれば乗れなくなるかもしれないという不安を抱えている人たちもいると思うのです。こういった方たちの把握も市ではきちんと把握した上で、これから車を運転するのをやめようと思ひている人たちも多分いると思うのです。だからそういった人たちの免許証の返却についてとか、こういったこともいろいろ、1年間バス・タクシー割

引券を出すとか、そういった自治体もあるみたいなので、そういった考えを持っているかどうかをお聞きしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 私ども、委員会の中では具体的な話というか、詳細な部分にはまだ至っていない部分もあろうかと思っておりますけれども、私ども事務局サイドの中ではいろいろな情報を今かき集めて整理をしております。

今、お話しされた部分も、他市町村では別な観点、交通安全の観点からやっているまちもありますし、例えば釧路市の話です、御高齢の方が免許を返上したら、何かのカードを出して、そのカードを使うと地元の商店街で割引をすとか、そういうような形もやっておりますし、当別町のようにコミュニティーバスをつくったりという事例もあります。

先ほども言いましたように、私のまちではどのような形がいいのかも含めて、今後、検討をしてみたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。

最後に、今後の具体的なビジョンというのか、そういったものが示されてくると思うのですが、そういったことを随時わかるように、こういった話が進んでいますということでも住民に知らせていく必要があるのではないかなと思うのです。それによって、多分、住民からの声も届いたりとか、こういう席に出席していない人でも目に見えてこういった意見が出てくるということもあると思うので、そういったことを広報なり何なり、ホームページ上であったりだとか、そういったことを記載されて、今後、市としてはもう一段、もう一歩前に進むために重要な課題だと思うのですけれども、それについて最後まで聞いておきたいのですけれども、今後どういうふうな手段をとるか、お聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） まさに今進めております地域福祉計画なるものが、従前の書面に書いた計画書だけではなくて、この計画をつくる段階において、市民の皆様とともにいろいろな課題を探り合って、いろいろな解決方法をつくって、それぞれの役割の中で実行していくというのが大きなねらいでございますので、今後とも皆様方、より多くの方々がこの計画に参画し実行できるような体制と、また、今回、市のホームページにも載せましたけれども、逐一情報をお示ししながら皆さんとともに計画を実行してまいりますというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ぜひ前進できるようにお願いいたします。

次、3点目の防災計画なのですけれども、今回、88万8,000円という予算で毛布150枚などいろいろ購入するということで考えているのですけれども、これをどれぐらいの割合でどこに配付するかというのは、もう決まってはいるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） どどこに配付するというのは決めておりません。まず、それを購入して、今度は消防の新庁舎が完成しますので、そこに保管をしておくという考え方でおります。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 6月の話では、近隣市町と同様、拠点になる施設を中心に計画的に防災備蓄を進める、着手するということだったのですけれども、この6月から9月までの間、3カ

月が遅いのか早いのかちょっとわからないのですけれども、その間に台風12号という大きな台風が来て、歌志内では今回の被害でおさまりましたけれども、奈良県みたいに約1週間で1,800ミリの雨が降ったりとかということも観測されています。

これから新しい防災対策を考える上では、恐らく自然災害で想定外だったという試算は多分出せなくなってくるのではないかなと思うのですけれども、そういったことを道と国とで一緒にやっていかないとだめだと思うのですけれども、今後はどういうふうな対策を考えておりますか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 先日、いろいろと各地域で地震をベースにした考え方で、この付近でも沼田町から滝川、砂川とかけて、地震の規模の関係で、最大震度が6強、7強という形で、この周辺の地域、北海道の防災計画の見直しで今進めているのですけれども、それらに対応した防災計画の見直しが必要ではないのかということが言われております。

備蓄品だけではなくて、事前にそういうものに対してどういうふうな対応をするかということが、今後、想定外から想定外ではなくて、想定した中でどのように対応するかということが、今後、議論になってくると思います。

歌志内の今の防災計画というのは、18年の国民保護の計画ができるときにあわせて防災計画の見直しもして、19年2月に知事の認可を得て、今、計画を推進しているということになりますけれども、今後、東日本の大震災を受けて、どういう体制が望ましいのかと。

また、近隣でも戸別に備蓄基地センターというのを本来は設けたほうがいいのではないのかという提言もありましたけれども、それまでにいく過程の中で道路が寸断されたり、そこまで行くということではなくて、ある程度、地元で自賄いでそういう備蓄品を用意することが大事だということの共通の認識があって、この9月の定例会では他の市町村もそういう備蓄品、今まで備蓄されていなかったものについて今後、順次整備していくという計画を立てておりますので、それらの推移を見ながら、この歌志内市についてもどういうものが欠陥なのか。

今回の沼の決壊についても、もう数十年たった炭鉱のズリ山の周辺ということで、そろそろもう50年ぐらい、炭鉱が閉山して50年になるということから、そういう軟弱な土壌ということもあろうかなと。そういうものについては、ズリ山がある東光地区についても同じような沼が発生したのかどうかということも、今後、土木サイドといたしますか、関係機関とも調査をしながら、そういう防止対策という面でいろいろ検討をしていかなければならないというふうにして思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。

歌志内で、今回は9月2日から4日までの間で約200ミリの雨量が観測されていまして、今回のこの被害だったのですけれども、もしこれが250ミリとか300ミリ降ったら、この役所の裏の河川に引いてあるレベル4、レベル5のところ以上、レベル5以上までになってしまうのか。このとき、4の状態でも危険だと思えば住民に避難を呼びかけるものなのか、こういったものはどういうふうな対策をとっているか聞かせてください。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 役所の裏に引いている線は、一応、対策本部をつくる目安、この辺に来たら例えば総務課長に連絡を入れるとか、そういうことのレベルであって、決してここまで来たら市民が危険だという数値ではございません。

結果的に、市民にどの段階で周知するかということになりますと、対策本部ができて、消防

職員が周知を確認して危険と判断したら、その段階でかけることになると思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。

10月にこれから入ってきて、台風が多くなってくると思うのですがけれども、さっきも言いましたけれども、深層崩壊という事態で土砂崩れがあって、この深層崩壊というのがなかなか人為的な工事とかではとめるすべがないという報道がされていました。こういったことを想定するのは、やっぱりどこが危険な区域なのか、こういった深層崩壊が起きやすい場所なのかというのを道と国と一丸となって早急に調べる必要が出てくるのだと思うのですが、今後、この深層崩壊についてどういうふうな対策をとるか、聞かせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 抜本的な対策というのは難しいかなと思います。深層崩壊そのものの事態がどのように起きるかという部分、あるいはその土質にもよるからと思います。

歌志内的には、大きないわゆる地すべりとか、表層の滑りとか、そういうのは今のところ起きておりませんが、やはり基本的には航空写真とかそういう予兆を見きわめながら、その部分を調査とかするという部分しかないのかなと思いますが、先ほど総務課長が申し上げましたように、関係機関とこの辺については協議といいますか、こういうことがないように対策を講じていただきたいということの中でお話を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 防災マップ、ことしの3月でカラーの大きな見やすい防災マップがつけられて、結構見やすいなと私は思っております。

しかし、歌志内のホームページに避難場所という欄がありまして、そこを見てみると、アリーナチロルと老人福祉センターが土砂災害時は避難できませんということで赤文字で書いてあるのです。ただ、ホームページには書いてあるのですが、防災マップには書かれていないのです。このアリーナチロルとか老人福祉センター、近隣住民の方々がこの防災マップしか見ていないとすれば、もしそういう災害が起きたときには、多分、何らかの支障が出てくるのではないかなと思うのですが、この近隣の住民の方々にはこういったことは周知はされているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 周知の仕方というのは、このマップについては配付しました。なぜ、アリーナチロルと老人福祉センターがそういうふうな土砂災害区域になっているかということで、歌志内の避難施設というのは、そのものが歌志内の災害を想定しているのですが、道の指定によってちょうどチロルの裏が土砂災害の危険地域ということで指定を受けた。ただ、土砂災害を受けて、例えば雨の中でもそこに避難する人たちがその上で土砂災害を受ければ、そこには当然避難できませんので、結局は体育館とか、どこに避難をしなければならぬと。

例えば、地震などでは、今はアリーナチロルと老人福祉センターしかお話しされませんでしたけれども、今の歌志内市民体育館につきましては、耐震化というか、震度6以上といいますか、それ以上は対応できない施設ですので、地震があった場合についてはそこには避難できないという苦しい事情もあります。ですが、河川とかが冠水した場合については、地震以外につ

いては、そこには避難できるということがありますので、歌志内の地域事情というかそういう中で市民の安全・安心を言うのであれば、もう少し避難場所もきちんと確保する必要があるということで、今そういう面についても見直しを図りたいと思っております。

ですから、すごく山が隣接しているものですから、雨が多く降ると土砂が心配になる、また、河川も気になるということで、そういう面を見てどこが一番安心な地域なのかということをもう一回再度見直す、それも本当に見直していく必要があるのではないかとということで、こちらとしても今指摘を受けたとおりに危機感を持って、今後、対応をしなければならないという大きな課題だというふうに認識はしております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。

インターネット上でしか、多分、この土砂災害のときは避難所として使えませんということが載っているの、高齢者の方々にわかっていただくためにも配付して、アナログ的ということですか、わかりやすい形でどんどん、こういったときにはこういうところに逃げてくださいという、もう少しわかりやすい情報指示が市から出されれば、高齢者の方々も安心して暮らせるのではないかと思います。

そういったことを踏まえまして、最後に、今後、具体的にどれをどれぐらい備蓄するという話は多分難しいと思うのですけれども、具体的にどういうふうな対策をとっていくか、もう一度お聞かせください。お願いします。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 当面の目標としては、人口の5%程度、その5%というのも正しいのかどうかということは検証が必要だと思いますけれども、ある程度、200人分の備蓄品の整備をまず図っていきたく。プラスアルファ、今後、年次計画で非常食以外にラジオとか懐中電灯など、全避難場所に配備できるものについて検討していくということで、当面の食料等、毛布等については、人口が今は4,000人としますと、5%の200人をまずそろえたいというふうな考え方でいます。

それと、先ほど避難場所関係のこと言わせていただきますと、今回の市政懇談会の中でも上歌地区のお年寄りの方から、避難場所が上歌の集会所ということになっているのですけれども、ごみの集積所のほうが私たちとしては近いし、そこは頑丈であるからそちらのほうが避難場所としても活用できるのではないのかということで、上歌の集会所まで行く間に遠いから、そちらのほうがどうかということも御意見をいただきました。

それで、今後については、何度も申し上げますけれども、各地域に避難訓練ではないですけれども、そういう誘導の関係について消防本部とも連携しながら、日常的な避難訓練も徹底していきたいというふうには考えておきます。

あわせて、それらの避難場所について、今後こちらのほうが、一たん消防本部の防災倉庫というところに200人分を集合しますけれども、それらのほか各地域にも少しずつ配備できるように今後整備していきたいというふうに考えおります。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 以上で終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 女鹿議員の質問を打ち切ります。

10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

質問順序2番、議席番号5番、原田稔朗さん。

一つ、市内の定住化の促進について。

一つ、市役所の組織・機構について。

以上、2件について。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 2件について質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。市内の定住化の促進について。

①、広報8月号で定住化促進のため、東光団地の住宅建設費補助金として100万円を交付しようとしておりますけれども、このようなことは要綱ではなく条例事項ではないのか。もし、条例事項でないとするれば、その法の根拠を示していただきたいと思います。

②、旧JR歌志内駅跡地も3区画公募をしておりますけれども、ここは助成対象とならないのか。定住化の促進であれば、当然、該当とならなければ公平を欠くし、また、造成団地ばかりでなく市内に住宅を新築した場合、すべて該当させることによって定住促進化が図られると思いますけれども、定住化促進の考え方をお伺いいたしたいと思います。

③、住宅を新築する場合、一定以上の平米数並びに市内、市外、建設業者の助成金の交付額を考慮すべきと考えるが、その考え方はあるのか伺いたいと思います。

大きい2番、市役所の組織、機構についてでございます。

①、平成19年度からグループ制を導入し、約4年半程度経過をいたしました。本来のグループ制の趣旨が生かされているのか、また、職員間並びに市民の評価をどうとらえているのか伺いたいと思います。

②、グループ制のメリットとデメリットを伺いたいと思います。

③、グループ制を廃止し、かつての係制に戻す考えはないのか伺いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 御答弁いたします。

1、市内の定住化の促進について及び2、市役所の組織機構について、それぞれ3項目についてお答え申し上げます。

初めに、1番目の市内の定住化の促進についての①でございます。

助成制度の要綱制定につきましては、本年第1回定例市議会における代表質問の中でもお答えしておりますが、本年度予算において皆さんの御理解をいただいた上で助成金200万円を予算計上し、具体的な内容については要綱を整備することとしてお答えしてきたところであります。

このたび制定いたしました要綱につきましては、住民の権利を制限、または義務を課すものではないことや法に定めがないこと、さらには、住宅改修助成要綱を初め補助金等給付を目的とした規定について、これまでの本市における取り扱いをかんがみ、内部事務の規定として要綱を制定したものであります。

続いて、②番でございます。

旧JR歌志内駅跡地の3区画につきましては、平成21年度に旧ショッピングセンターが消防庁舎の移転先として検討されたことから、当該地の売却は現在凍結されております。今後、

公募が再開された場合は、助成の対象となる分譲地であります。

また、定住化促進の考え方につきましては、住宅取得等への助成による住宅新築などは財産の取得という最も明確に定住化の促進につながる施策の一つとして認識しております。このほか、雇用の場の喪失につながる企業誘致活動や子供を産み育てやすい環境の整備、住環境の整備など、さまざまな分野で定住促進を意識した施策の展開が重要と考えております。

このため、これら各種施策を総合的に定住促進を目的とした条例を制定するなど、市民のみなさんの御意見などをお聞きしながら、総合的な定住促進の施策について研究してまいりたいと考えております。

次に、③でございます。

さきに関催されました行政常任委員会におきまして、参考資料として配付いたしました助成要綱の中で住宅の定義を定めておりますが、面積要件につきましては、1棟当たり延べ床面積が80平米以上と定めております。また、市内、市外の建築業者の関係につきましては、庁内で組織する遊休市有地の宅地化等分譲推進検討委員会におきまして検討した結果、市外からの移住者を考慮した場合、建築業者の市内、市外について区分しないことが分譲団地の販売促進と定住促進につながるとの結論に至り、今回の要綱制定となったところであります。

続きまして、大きな2番目の市役所の組織、機構についてでございます。

初めに、①でございます。

グループ制の導入につきましては、極めて多様化する行政需要などへの対応と中規模の人数での職員配置により、年度途中での退職や新たな事務の発生に対しても臨機応変に対応できる柔軟性ある組織の編成としたところであります。

導入後4年余りが経過したところでありますが、課の名称やグループの名称など、市民にわかりづらいとの御意見をいただいたことなどから、簡素でわかりやすい組織体制とするため、平成22年度に課及びグループの体制を見直すとともに、庁舎内の案内表示板についての見直しを行ったところであります。

グループ制で重要な事務配分を行うためのリーダーの育成など課題は残っておりますが、おおむね趣旨の浸透が図られているものと判断しております。

次に、②でございます。

グループ制のメリットは、事務事業の執行に適した体制を柔軟に対応できるとともに、係間の壁がないため、複数の職員への協業体制が可能となることなどが上げられます。また、デメリットは、所管事務が多くなり、業務の目標管理や進行管理が不徹底となりやすくなることから、中間管理職による管理の徹底が必要になってまいります。これらのメリット、デメリットは本市に限らず一般的に言われている事項で、必ずしもすべて当てはまるものとは考えておりません。

次に、③でございます。

1番目の御質問の中でもお答えいたしました。グループ制の導入に当たっては多様化する行政需要などへの対応と中規模の人数での職員配置により、年度途中での退職や新たな事務の発生に対しても臨機応変に対応できる柔軟性ある組織を編成しております。また、既に導入しております地域給の職階への対応や職員採用を抑制している現状から、効率的な人員配置を可能とするグループ制について、必要な改善等を行いながら引き続き実施する考えであります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今回の答弁を聞きました。これにつきましては、私も当然、代表質問

で、下山議員、谷議員の質問にそれぞれ市長、あるいは総務課長から答弁をいただいております。

私は、なぜこういうことを質問したかということでございますけれども、3月の定例で確かに市長からそういう答弁がありました。私は、この時点で、この問題については要綱ではなくて条例ではないかという、既に疑念をいたしておりました。そこで、こういう質問になったわけです。

それで、私は、条例とは歌志内市のまず憲法であると。それから条例は、それぞれ制定をするわけでございますけれども、住民の権利、義務等を規定するものであるということで認識をしておりますけれども、私の認識で間違いはないか、まずお伺いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 住民の権利を制限し義務を課すということで、その点については間違いのないと思います。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それで、代表質問でやっていますので一々読む必要もないと思いますけれども、一番目に下山議員が定住化に結びつく云々とあるが、建設費補助の制度を創設してまいりますと記述がありますけれども、②の質問で、制度を創設するに当たり条例化するか、また違う手法で制度を考えているのかということで代表質問をしております。

そこで答弁でございますけれども、全部読んだら時間がなくなりますので、市長はこの制度の創設に当たっては、団地分譲までに効果的な手法により助成内容の要綱を整備するとともに、当面、同分譲地を対象とすることとしておりますが、定住促進の観点から市内一円を対象とすることを視野に考えておりますと、こういう答弁をしております。

それから、谷議員の再質問でございますけれども、前段読んだら時間がありませんので、谷議員の質問です。ということは、その中に入っていたということで理解してよろしいですか。それで、その100万円を助成するとした根拠ですね、どのようにしてこれを政策として出されたのか、これを伺いたいと思いますということで質問をしております。

総務課長の答弁、今年度の予算についてはどういう形で要綱をまず設けなければならないと、条例化で要綱を設けなければならないということで進んでおります。以下ずっとこうありますけれども、総務課長に聞きますけれども、私が今読み上げました今年度の予算については、どういう形で要綱をまず設けなければならないと、条例化で要綱を設けなければならないということが進んでおりますけれども、ちょっと理解に苦しむのですけれども、これ答弁願います。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 表現的に少なくても申しわけございませんが、条例にするべきか要綱で行うべきかということで検討を行った結果、要綱を進めていくという方針でいるということでお答えしたつもりでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それで、再質問本番に入ります。

1、2、3については同じでしたので、一括まざると思いますけれども再質問をさせていただきます。

実は、平成6年3月18日条例第6号で歌志内市定住促進条例、このときの法制主幹担当者はだれかはわかりませんが、しっかりしているなと思って感心しております。ということで、先ほど申しましたように、条例第6号で条例を制定しております。

それで目的は、この条例は本市の定住促進のための諸施策を講ずることにより人口の増加を図り、もって地域の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。定義、事業といろいろあります。そうしますと、先ほどの答弁では要綱でいきますよということなのですが、それではこのとき条例を制定したということは、この条例は14年3月31日で行革の関係がございまして、その間、平成9年3月31日に条例第12号で改正になっています。

それで、質問に戻りますけれども、それではこのときの条例は、条例を制定した意図と申しましょうか、間違いだったのかどうなのか、この根拠を教えてくださいと思います。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 当時の定住化促進条例というのは、総体的に例えば就職奨励金とかと、あと、出生祝い金制度、それぞれ定住化にかかわるものについて総体的に定住化に向けた対策、施策を講じて条例化をしていったということで正しいと認識しています。

それと、今回の場合につきましては、あくまでもきっかけが東光団地の分譲用地ということで、それを励みに定住化促進につなげていきたいということで、要綱ということで進めていきたいというこの考え方でございまして、当時の定住化促進条例というのは総体的な政策、こういうことをやりますよということで、下にどういうものが、例えばUターンとか、就職奨励金とか、企業誘致の関係も絡むかと思えますけれども、雇用奨励金というものもあったと思えますけれども、そういうものをぶら下げた中で、上にどういう目的だということで条例化を図っていったということで、個々の施策について考えたわけではなくて、歌志内市としての総体的な施策として条例化を図って推進をしてきたということで、そのように条例化を行ったということで認識しております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 確かに、今、総務課長の言うとおりの、この3条に事業ということで、1は住宅促進助成奨励金の交付、2が新卒者の奨励金ですか、3がUターン、それから4が出生祝い金、確かにそうです。これは、この条例を制定したときには、住宅の促進が主で、先ほど言った新規のUターンの出生だとか、これは別に条例があったのです。それを改正をして一本にまとめたものなのです。わかっていますね。それで私は、冒頭そういう質問をしたのです。それで、住宅建設促進奨励金の交付、これで条例をつくったはずなのです。そうではないですか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） そのとおりです。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それでは、そのときに住宅の関係でつくったということは、これは要らなかったと、間違いだったというのが今の答弁からいくと解釈していいのですか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 間違いだったという表現というのはちょっとわかりませんが、先ほどの答弁の中で条例か、要綱かということで表現があいまいになったということをお指摘受けたのですが、私たち企画サイドで持つ仕事というのは総体的な施策ですので、あくまでも定住促進条例というものを意識した中でずっと考えていたことです。

ですが、それを総体的に要綱になって条例化するためには、まだまだほかの事業が未確定な分がありますので、住宅だけではそういう条例化というのはちょっと難しい。住宅というのは、東光団地の分譲に向けたその施策に対する条例というのはどうかなということで、要綱でスピード化を図って分譲促進につなぎたいという観点からそういう対応をとったということで

ございまして、ほかの条例まで廃止して一つに一緒くたにするというのは、今後、先ほども答弁しましたけれども、ほかの土地に、例えば自分の私有地に住宅を建てる場合にどうするのだという御質問がありますけれども、そういうものについては、今回の要綱ではあくまでも市の分譲地となっていますので、それらを総合的に考慮しながら、そういう定住化促進条例なるものを今後検討をしていきたいということでお答えしたと思っております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それで、私の聞いたかったのは、もし条例事項でないとするれば、その法的根拠を伺いたいということなのですけれども、もう一度その辺を答弁願います。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 本市にあります実務提要の中で給付行政と条例の根拠というものがありまして、読み上げますけれども、最近、給付行政の概念のもとに包括される公行政の活動範囲が多岐にわたっているが、このうち補助金、奨励金の交付と、いわゆる資金交付行政と言われるものについては、予算措置及び要綱等で実施してよいか、あるいは条例の根拠を要するのかという問いがございます。

それで、そこに財務の実務提要に回答されている文書におきましては、助成金と資金の交付は法律または制令に支給の根拠があり、そこで条例あるいは規則が要求されるものを除き、予算措置そしてこの場合、内部処理基準を客観的にするため作成することが望まれる要綱等により支給して差し支えないものと解します。ただ、政策的にあるいは事務的に条例を制定して支給することとしても差し支えないものでありますということでお答えされております。それを参考にしております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 確かに私もそれを持っています。地方財務実務提要、財務の415ページの7です。確かにここに補助金の支出に係る規定形式ということで、問いがあつて答えがあつて、そして答えは地方自治法第232条2の規定は、地方公共団体は公益上必要がある場合には寄附または補助することができる旨規定して云々とありまして、例で、したがって条例、要綱のいずれでも構いませんと。わかっています。

それでは、これは私が先ほど申しましたように、3月議会で市長の答弁で要綱ということがありましたので、私もどうもそれが合点がいきませんので、大分かかって調べました。それで、2005年発行のこれは条例立案者のための法制執務、著者は早坂剛、発行は株式会社ぎょうせいというところの発行の本でございます。

それで、条例とは何ぞやと。条例は地方公共団体が制定する法である。すなわち、憲法94条に定めてあると。それから、これを受けて、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下地方自治法という。）第14条は次に定めていると。①、第1項において、普通公共団体は法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務、括弧ありますけれども除きます。に関し条例を制定することができる。それから②、ここが大事なのです。第2項において、普通地方公共団体は義務を課し、または権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないと、こういうふうになっています。それから③があります。

それで、これにつきましては、地方分権の関係で地方自治法が改正になっています。なお、改正前の地方自治法では、行政事務の処理に関する法令に特別予算云々と書いて、普通公共団体は義務を課し、また権利を制限するには法令に特別な定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとはっきり書いてあります。これをどのように、私が今述べたように解釈をするかお伺いをしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 条例によらなければならないということで、その中には罰則刑、例えば芦別市が条例化になっていますので、それらに関してちょっと係と協議したのですが、その中で書かれているものというのは、例えば住宅団地が分譲用地を取得した場合、住宅を建てるのもそうかもしれませんけれども、2年で転出して行ったと。そうした場合には100万円を返しなさいと。それはお金がどれかあれですけれども、助成金を返還しなさいよということが記載されていると。

今回の場合につきましては、住宅を建てた後、登記した後に100万円を交付するわけです。当然、会社が倒産したりして就職先がなくなるかもしれませんけれども、自分の最終の地を求めて住宅を建てるといった場合には計画的があると思うのですが、突然に起きた事故等については、それはおいておきまして、住宅を今回を設けた要綱というのは、あくまでも住宅を建てた後にその助成金を交付するということになっていますので、特にそこに申し込まれた方に義務を課すまでのものは必要ではないと、あくまでもそういうことでこちらの方で判断したものですから、その要綱で今回は進めさせていただいた。

当然、今、先ほど言われました条例の制定の考え方については、今回の地方自治法の中でも各行政機関につきましては要綱がはびこっているのです、それらについて整理をして条例化をすることが望ましい姿であるということが書かれております。当然、おっしゃられることはもっともだということで理解しております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それでは、今、募集している東光団地なのですからけれども、見解の相違だと思うのです。私はそういうふうには考えないです。地方公共団体は義務を課し、または権利を制限する場合には条例を制定しなさいと、こういうことになっているのです。そうすると、また要綱とかチラシの問題で後から質問させていただきますけれども、特に2年以内に建てなければ100万円やらないよとか、80平米以上でなければだめだよとか、これはあれでないですか、権利とか義務を課しているのではないですか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） それは交付条件ということで義務ではなくて、結局何を申したいかということ、今やろうとしている事業について、市民の皆さん、または市外の皆さんに容易に定住化に参加ではないですけれども、そういうもので歌志内に住んでくださいということで、そういう視点の中でこういう政策を今打ち出したということで、条件では最低条件だと思えますけれども、それをクリアしたらこれでいいですよ。だけれども、結局、一番条例化の問題になっている根本というのは情報公開というか、密室の中でやられるからそれを防止するために条例化をしなさいということであると思うのです。

ですから、こういう要綱を設けましたということをオープンにして、皆さんどうですかということを知らしめるということが多分、それは全然閉鎖的ではないよと言われるのだったらおっしゃられるとおりにかと思えますけれども、市民にも説明しましたし、ホームページも公開しています。そういう中で情報を公開して、こういう制度ですよということを前提であれば、今回、要綱を持ったことについては何も法的に間違っているといえますか、矛盾したことではないのかなということで判断して、こういうふうにして要綱を設置して今回推進するということ、東光団地の分譲を行いたいということで施策として行っているわけですから、確かに条例を制定しなければならない根本的についてはいろいろあると思えますけれども、結局は情報公開、それをしなさいよということがその条例化の根本的な大きな視点であるということ

をもってすると、今回の要綱の制定については間違っただ手続ではないのかなというふうにして私は理解しております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 要綱については間違っただ手続ではないということですか。

さっき芦別の話も出ました。芦別はまだ手に入っていませんけれども、沼田のも手に入れております。沼田町移住及び定住の促進に関する条例ということで条例を制定して、広く公募をするということになっております。私は、言ったりやったり見解の相違だと思えますけれども、私はこの件については、なおかつ私は私なりに調査をいたしますので、今の総務課長の答弁では納得をいたしません。そのことははっきりしておきます。それなりに私も調査をしたいと思えます。

時間もなくなってきたので、次に移りますけれども、次、東光団地はもちろんそうですけれども、JR跡地ですね。公募を凍結したというように答弁をしてありますけれども、今後また公募を再開する場合はというようなことに答弁がございましたけれども、当然、助成の対象になる分譲地だということは理解をいたしました。

それで、なぜ凍結をしたのか。凍結をしたとすれば、やはりこれ広報にも出して公募をしているわけですから、いつ凍結して、その凍結をした理由と一般住民といいましょうか、これは一般住民ばかりではなくて、よそから来てもらうのが一番いいわけですがけれども、その辺のPRはどうしているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 答弁が重複すると御勘弁願います。

この旧JR跡地の3区画につきましては、平成19年度と20年度に分譲の公募を実施しました。しかし、数件の問い合わせがありました。分譲には至りませんでした。そうこうしているうちに、平成21年度にはショッピングセンターが消防庁舎の移転先として検討されたことから、当該地の分譲は凍結をいたしましたという事情でございます。そして、現在に至っております。

今のところ、消防庁舎の用地がほぼ確定をいたしました。この土地の面積変更や諸般の事情等があり、分譲の再開には、ことし分譲というわけにはちょっといかないだろうというふうを考えております。

PRということなのですが、2年にわたって広報なりホームページで公募を実施したのですが、先ほども言いましたが、数件の問い合わせがあったのですが全然反応がなかったということで、その広報で周知もストップしてホームページの掲載もストップしたということで、特にやめましたというようなPRはしていません。そういうことです。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 確かに今、言われたように、これ募集したときはホームページに載っていたのです。ところが、いつの間にかホームページ消えてしまったのです。これ、いつ凍結をして、いつホームページを消したのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

平間総務課主幹。

○総務課主幹（平間靖人君） 土地の分譲について、市のホームページのほうから削除された時期ということでございますけれども、昨年9月、歌志内ショッピングセンターを市のほう、財産取得という形で行いまして、そのタイミングと同じ時期に市のホームページのほうからJR跡地の分譲の区画の部分について削除したということでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 先ほど来から、このJR跡地の3区画について、消防の敷地の関係でどうのこうのという答弁がございましたけれども、そうすると消防の敷地の関係で、この3区画の土地はないということなのですか。その辺お願いをしたいと思っておりますけれども。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 一応、図面上で3区画の面積なり区画割りはできていたのですが、消防の工事がありまして、それに伴って駐車場だとか広場も消防としては確保しなければならないということがありまして、その結果、3区画のうち、一番消防に寄っている側のほうがちょっと5メートルほど消防の用地として入ってしまったということで、したがって、また一から何と言うのですか、区画割りをしなければならないという状況でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 私は逆でないかという気がするのです。定住促進、定住促進、歌志内の経済も低迷しているし、それで消防を逆に、消防は我慢してもらっても定住促進であれば、なぜこの3区画を募集しておいて、消防の駐車場がどうのこうのって言って、それではそうなりますかと、全く理解に苦しむのですけれども、その辺きちんと答弁をお願いします。と言うのは、先ほども何回も言いますが、いかに歌志内は人口減を抑えて、あるいはよそから入ってきていただいて、経済の活性化も図らなければならないのに、消防は逆に我慢してもらっても、この3区画募集をしたわけですから、これは消防の関係で土地なくなったって、それでは後から、また今後公募しますと言っているけれども、本当に3区画ないということは全く考え方というか、施策というのが、その辺おかしいのではないかという気がするのですけれども、その辺どうですか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） この件につきましては、実は、当初、平成19年度の売却を計画したときには、それなりに売れるだろうという見込みでやったのですが、意に反しまして全然売れなかったという状況がございました。そして、時系列的に申し上げますと、消防の関係がありまして、この旧JR歌志内跡地の販売というか、分譲状況を勘案した中で、歌志内3区画についてはまた一から見直そうということで、分譲をとりあえず凍結をしたということでございます。

それで、分譲地を犠牲にして消防を優先したという意識は毛頭ありませんで、この分譲地3区画につきまして、また一からという話の中で消防の用地が、敷地がということで、どうしても少ないということもありまして、5メートルほどと3区画にかかったという状況でございます。

それで、この3区画については一から考え直す考えでございますので、例えば面積的にもちょっと小さい点もありましたので、2区画にしてどうかということも考えながら面積変更を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） ちょっと視点を変えてもう1回質問をさせていただきたいのですけれども、今、3区画の売却を凍結したと、こういうような答弁でございます。そうしますと、こ

ちらを先に公募をして凍結をしたよと。そして今度、こっちで東光地区を分譲しますよと。これ、施策のあり方としてちょっと問題がないのかと、私はそう今直感をしたのですが、この辺どうですか。これは市長にお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 東光地区の分譲ということでの質問かと思えますけれども、お話の中からは、まだ売れていない分譲地がある中での東光の分譲地ということへの質問かと思えます。

確かにJR歌志内駅跡地の分譲については、なかなか希望者がいなかったということが事実ありますし、2年度にわたって募集を行ったけれどもなかなか売れなかったという実態でございます。そうした中で定住促進を図っていくために、今回、分譲地を造成して定住促進を図りたい。そういったときに、市有地として持っている中でどの場所がいいのかという検討を進めまして、何カ所か候補地を上げながら進めてきた中で、条件的にも環境的にも分譲が可能な場所として東光団地を選んだわけでございますけれども、そういった早急に定住化を図るための分譲地、この場所を選定した中で、確かに3区画残った中での今回の計画ではございますけれども、定住促進のための施策としてそういう形をとったということで理解願いたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 答弁では、売れなかったから、希望者が余りいないから。そうすると、今、東光団地を売っているけれども、これが売れるという保証があるのかないのか。それで、私は逆だと思えます。そういうことで、先ほどの答弁では二、三だか、三、四だか紹介がありましたよという答弁もいただきました。

私は、売れないとすれば、しつこくしつこく売るのが行政の仕事だし、定住を促進するということを言っているわけだから、それでは、ここが売れないからあっちにしようと、こういうことにはならないのではないかという気がするのです。東光だって売れるか売れないか保証はないわけですよね。そうすると、この3区画が売れないから凍結したよと、こういうことにはならないのではないかという気がするのですけれども、本当にその辺、的確な答弁をもう一度いただきたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 確かに全部の分譲地を完売した後での次の施策というのもあるかと思えます。しかし19年度、20年度の募集の中で、これが売買できなかったということも含めた中で施策は、ずっとこの20年、3区画を公募する時点から、これを何とか早急に完売をしたいという目的でずっと進めてきてまいりましたし、さらに多くの市有地を抱えている中で、その市有地については市民の皆さんに分譲をし定住化の促進を図るべきだという市民の声、そういった声もあったわけでございますから、そういった総体的な中で東光地区に分譲地として適した土地があるということで、今回、分譲に踏み出したということございまして、決して、凍結して再開した場合にはどちらを優先とかそうではなく、やはり分譲をした土地については同じように完売に向けて努力をしていきたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） このことについてはまだお伺いしたいのですけれども、時間もございませんので、実は、JRの分譲は平米8,000円ですね。それと、東光団地については平米大体6,200円から6,300円、これはJRのほうですけれども、当時の路線価でやったのではないかという気がするのですけれども、当然、東光団地が平米六千何ぼであれば、この

J Rの土地でも8,000円というのは東光団地と比べたら高いのではないかという気がするのですけれども、この辺、また今後、公募をしますと言っているのですけれども、このままで公募をする予定なのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時00分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 当然、原田議員おっしゃったとおり、その当時、J R跡地の3区画については平米8,000円ということで販売をいたしました。やはり東光団地の値段が6,200円から6,500円ということで設定をしておりますので、東光と本町という土地が近隣の土地ですので、当然ながらこの価格帯での分譲ということで検討をしたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今の東光団地の分譲については広報であり、それからチラシがきのかおととい入りましたね。2回入っているはずなのです。それで、この要綱についても質問いっぱいあるのですけれども、恐らくこのチラシについては財政課で、管財でやるのかな。それから、この要綱については総務課だと思っておりますけれども、この点、職員間でこの要綱についてみんな知っているのですか。その辺1点お伺いします。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 承知していると思っております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それであれば、前のチラシもそうなのですけれども、このチラシにも、要綱の中で床面積80平米以上のものを言うと、一番大事なことです。それが何でこのチラシにないのですか。

土地を買うとすれば、買う人は現地を見てこの土地いいなと、それじゃこの裏に家を建てようかといってから買うのだと思うのです。それをここに、要綱で80平米以上のものを言うということで、一番大事なことだと思うのです。

私が先ほど言ったように、これは管財で出すし、要綱は総務でやるから職員間の話し合いがないのではないかという気がしたのですよ。どうですか、それ。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 先ほど総務課長がお話ししましたように、管財と総務課のほうで要綱の中身についても、よくお互い知った中で進めております。

それでチラシに一番大事なということで、80平米ということが入っていないということなのですが、実はチラシでは書くスペースも限られていると。余りそこに大量の情報を詰め込みますと、やはり見づらくなるということもあって、この80平米については削除した中でやらせていただいたと。

ということは、当然、家を建てた場合、80平米以下の家を建てるということは少なくとも考えられないということで、この80平米は後から最低条件として80平米といっているだけであって、普通130から150平米ぐらいのやつが一般的でありますので、そこは省略して、あとは土地を買った方に要綱を手渡ししながら条件を説明した中で御理解をいただくと。そ

れでよければ契約をしていただくというふうに、それで取り進めようというふうに考えておりました。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それから、建築の関係なのですけれども、市内、市外の業者の関係、私言いましたけれども、歌志内の今、経済は非常に冷えております。みんな生活するのにやっただと思えます。

それで、私はなぜこの質問をしたかというのと、例えば沼田は、額は別にして、よその業者で建てた場合は100万円だよと。市内の業者が建てた場合は150万円を補助しますと。こういうふうにハンデをつけているのです。だから、先ほど私、条例のことを言いましたけれども、条例を制定することによって建築業者についてはこういう制度ができたんだと。それでは私たちも少しセールスして、何とかあそこのうち、土地買った人建ててやろうかなというようなことになろうかと思うのですよ。だから、その辺を市内の経済が非常に冷えておりますので、その辺を考慮できないのかということの質問なのですけれども、その辺、もう全く余地がないというのか、もう一度お伺いします。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 先ほどお答えしたとおりで、今現在の考え方としては区別をしないということで進めさせていただきたいと考えております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 要綱もいろいろ質問ありますけれども、一つだけ、もう時間ありませんので、要綱の中の附則に、この要綱は告示の日から施行すると、こう書いてありますね。そうしますと、この告示の日から施行するというのは、要綱ですから、歌志内市公告式条例の何条にこれ該当して告示をするという考えなのか、それをお伺いします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午後 0時08分 休憩

午後 0時11分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

平間総務課主幹。

○総務課主幹（平間靖人君） ただいま、要綱の告示の関係で、市の条例、何に該当するのかということでございます。

歌志内市公告式条例第4条の中に、規則のほか市長の定める規定を公表しようとするときは、公布もしくは公表の旨の全文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならないと、この規定に基づいて告示を行ったところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田議員の質問を打ち切ります。

○5番（原田稔朗君） 終わります。どうもありがとうございました。

なお、この件については、また再度、同じ質問をさせてもらう機会をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 1時15分まで休憩いたします。

午後 0時13分 休憩

午後 1時12分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

質問順序 3 番、議席番号 3 番、湯浅礼子さん。

一つ、防災対策について。

一つ、女性の生命と健康を守る政策について。

一つ、新しい福祉の取り組みについて。

以上、3 件について。

湯浅礼子さん。

○3 番（湯浅礼子君） 本日の一般質問、件名は 3 件でございます。どうぞよろしくお願いたします。

濁流、民家を一のみした台風 1 2 号は、全国で大きな被害を出しました。中でも、結納当日、町長の娘不明、そして妻もと大きな見出しが飛び込み、防災の大切さを常々訴えていたのに、また今回もかと痛ましい被害に胸の締めつけられる思いでございます。

昨日も市長より、台風 1 2 号と前線の影響による大雨被害について市政報告がありました。文珠にても、まさかの冠水。朝早くから市職員の皆様を初め、消防、警察の方々が復旧作業に頑張っておられる姿に心から感謝の思いでいっぱいございました。

床下浸水をされたお宅に伺い、娘さんにお聞きしたのですが、すごい早さで水が膝下まで来て、車庫から車を夢中で出したんですよと、水の怖さと我が家がまさか被害に遭うとは思ってもしなかったと語尾を強めておられました。

自分の地域は大丈夫だろうかと住民の声も多く、気候変動による災害にどう対応するのか、市民の生命と財産をどのように守っていくのか、地方自治体に課せられた大きな課題でございます。

1 点目の質問、防災対策について。

①、我が地域の近年の気候変動の実態、それに伴う土砂災害についてどのように把握されておられるのか。当市の危険箇所の総点検、改善、今後の対策について伺いたい。

また、河川堆積土砂の除去、川の水質、土壌検査についても伺いたい。

②は、被災者支援システムについてでございます。

1995 年の阪神・淡路大震災の際に、兵庫県西宮市で開発されました災害時に迅速な行政サービスの提供に威力を発揮する被災者支援システムでございます。東日本大震災後、被災地を初め多くの自治体で導入が進んでおります。震災前に導入した自治体は約 220 でしたが、震災後、新たにシステムを導入した自治体は、7 月 25 日現在 339 にと急増いたしました。

このシステムは、災害発生時に自治体が行う復旧業務や被災者に必要な支援をスムーズに実施することを目的としております。ここに漫画でわかりやすく新聞に出ておりました。導入したときとしないときという対比が出ているのですけれども、年末になりますと年末調整とか確定申告とかがあるときには、本当に一部署でたくさんの方が並んで、市民の方の苦情というのが結構来ているのですが、災害のときなどは特にすごいのではないかなと、そういう思いを強くしております。

これは、氏名を端末で入力すれば、災害時に瞬時に探し出せて、各台帳を照合しなくても済むというシステムです。ですから、固定資産税の免税窓口ですとか、義援金の配分の窓口ですとか、罹災証明発行の窓口とかきちんとぱぱっと出ますので、本当に便利なシステムでございます。

ですから、住民基本台帳をもとに、被災者支援に必要な情報を一元管理する被災者台帳をまず作成します。災害発生後に全壊や大規模な半壊など、被災状況さえ入力すれば罹災証明書の発行ですとか、義援金、支援金の交付、緊急物資や仮設住宅の入退去などの管理がスムーズに

行えます。

公明党としまして、国会や地方議会で平時からの導入を訴え、全国の普及促進の原動力となつてまいりました。そして、2009年に総務省がシステムのソフトを全国の自治体へ無料配付したものでございます。東日本大震災の被災地でも急速に広がり、13市町が稼働をさせ効果を発揮しております。

ただ、システムを稼働させるまでに時間がかかったことから、震災前から導入していれば被災者支援業務はもっとスムーズにできていたはずと担当者の方は語っておりました。やはり、平時からの導入が大事であると実感いたしているところでございます。

ここで、歌志内市におきまして、被災者支援システムの導入について伺いたいと思います。

2件目でございますが、女性の命と健康を守りたいとの願いを込めて、乳がん、子宮がん検診無料クーポン事業と子宮頸がんのワクチン接種の署名運動を全国的規模で展開、公明党は地方議員、国会議員のネットワークで国の公費助成を実現させました。この政策を受けて、ほとんどの地方自治体もこの事業に取り組み実施したところでございます。

ワクチンの接種の効果は、子宮頸がんの予防だけでなく、医療費の抑制にもつながるとの試算もあります。

明治医科大学附属埼玉医療センターの今野教授によりますと、例えば12歳の女子にワクチン接種した場合、がんの発生数、死亡者数をともに73%も減らすことができ、しかも約210億円の接種費用に対し、約400億円の医療費などを削減できるとのことです。また、30歳の女性に接種した場合でも、約50%の発症を抑えることができ、29歳までワクチンの接種費用よりも医療費などの抑制のほうが大きいとされています。子宮頸がんの発症をゼロに近づけるため、女性が元気で家庭、社会で活躍するために、①、②の質問をいたします。

①、子宮頸がん予防ワクチン、乳がん、子宮がん無料クーポン配布を実施した女性特有のがん対策事業の結果について、どのように分析、評価されておられるか伺いたい。また、各年代別人数、受診人数など、どうぞよろしく願いいたします。

②、妊婦検診、14回分の公費助成、子宮頸がん予防ワクチン接種、乳がん、子宮がん無料クーポン事業の公費助成について次年度への継続について伺いたい。

3件目の質問、新しい福祉の取り組みについてでございます。

近年、親による子供への虐待がふえ続け、深刻な社会問題になっております。厚生労働省の2008年度の社会福祉行政業務報告では、児童虐待の件数が4万2,000件を超え、過去最悪となっております。同報告書では、全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は、統計を取り始めた1990年度から18年連続でふえ続け、2008年度は前年度比2,025件の増、率にして5%の増の4万2,664件、これは10年前の1998年度に比べますと6.2倍で、児童虐待防止法が施行された2000年度と比べましても2.4倍になります。

厚生労働省に設置されている社会保障審議会の第5次報告によりますと、2007年1月1日から2008年3月31日までに発生した児童虐待による死亡事例115例、142人を分析したところ、死亡した子供の年齢はゼロ歳児からが5割弱、特に生後1カ月未満に集中しております。また、警視庁が2009年、事件として扱った児童虐待は、過去最多の335件に上り、28人の尊い子供の命が奪われました。

2008年4月に改正児童虐待防止法が施行され、児童相談所の家庭への立ち入り権限が強化され、警察官の同行も以前よりは求めやすくなりました。しかし、経済苦や不安定な就労、ひとり親家庭、夫婦間の不和、望まれぬ妊娠、育児疲れ等々、さまざまな要因が浮かび、こ

に共通するのは孤立でございます。

また、このところ発覚した事件は、虐待を防ぐための連携体制がまだまだ不十分であることを浮き彫りにしております。虐待死事例の6割近くは、関係機関と何らかの接点があったようでございます。情報が迅速に共有され、有効に対処できていれば救えた命は多いはずであります。大事な子供たちを児童虐待から救える手はずはなかったものか。自治体や児童相談所がもう一步踏み出す手だてはないものか、残念でなりません。

話は変わりますが、9月10日から16日まで自殺予防週間でございます。社会構造の変化に伴い、社会全体にストレスが蔓延し、うつ病などの心の病が急激に増加しております。厚生労働省によれば、うつ病患者数は約250万人とも。うつ病を含む気分障害は今や1,000万人を超える。うつ病などの気分障害は10人に1人という身近に潜むものになっております。

うつ病で最も懸念されますのは、自殺との関係でございます。警察署によれば、2009年に自殺した人は3万2,753人、過去5番目に多い数字で、12年間連続で3万人を突破し、1日に約90人が自殺で亡くなっている計算です。これに加え、自殺未遂者はその10倍を超えていると言われております。

北海道では、1日に4人が自殺で亡くなっております。最近では、不景気を反映しまして、失業中のうつ病患者が多く、再就職への不安が大きく、引きこもりや求職活動ができない状態です。自信を回復して、就職、就職後も求職を繰り返したり、職を失わないためのフォローも必要になるため、主治医や家族、外部機関や職場などが一体となった長期間にわたる連携のとれた支援体制が必要になっております。

また、うつ病対策は大きく三つに分かれます。一次予防対策は、うつ病に対する知識の周知や相談窓口の設置など自己管理のための整備です。二次予防対策は、早期発見、早期治療です。健康診断に精神疾患に対する項目の義務づけが、今、検討されております。三次予防対策は、うつ病からのリハビリや払拭支援です。都市部では充実してまいりましたが、地方ではまだ限られており、充実が今求められております。さらに、うつ病による自殺を初め、児童虐待事件、DV、ひとり暮らしの高齢者の孤独死など、これまでの福祉では対応し切れなかった問題が増加し、市民の健康を守る上で深刻な問題となっております。

こうした問題に対して、年金、医療、介護など、従来の社会保障の拡充とともに現代的な課題に対応するための施策の再構築が求められております。

よって、職場復帰への支援や、病院に行けず悩んでいる人が早期に相談、受診できる仕組みづくりなど、医療機関や職場、道、市の行政などの連携のもと取り組みを進めていく必要があると思います。

いろいろ述べましたが、児童虐待の対策、うつ病対策について、新しい福祉の取り組みについてお伺いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 件名1、防災対策についての①の前段部分と②について御答弁申し上げます。

初めに、①の前段部分でございます。

市が行っている気象関係の情報収集としては、消防本部で実施している降雨、降雪量の調査がありますが、防災対策として気候変動に伴う土砂災害の調査、把握は行っておりません。

現在、北海道建設部の砂防防災課が气象台との共同によりホームページ上で関係する情報、市町村単位の危険箇所図や降雨量などの気象情報をほぼリアルタイムで公表しており、大雨警

報が発令された場合にはこれらの情報を活用して警戒に当たることとなります。

なお、現在の土砂災害警戒区域は、北海道の調査により指定されているものであり、順次、対策工事が実施されているところではありますが、山間にある本市におきましては、市内の各所に警戒区域が点在しておりますことから、引き続きこれらの対策が確実に実施されるよう関係機関へ要望してまいります。

次、②でございます。

被災者支援システムは、実際の災害発生後に自治体が行う被災者台帳の作成や罹災証明書発行などの事務を効率的に行うことができるもので、東日本大震災の被災地などにおいても利用が広がっているシステムであると認識しております。このシステムの基本部分は無償で配付されておりますが、一般の行政システムと同様、効果を発揮させるためには住民情報データとの連携や運用方法の検討なども必要になりますことから、今後、同システムを導入した自治体の事例なども含め、災害時の行政サービスのあり方について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私からは、1番防災対策についての①番、河川堆積土砂の除去について御答弁申し上げます。

市内を縦貫するペンケウタシナイ川の堆積土砂については、市でも点検を行い、堆積している箇所の写真撮影を行い、図面に示して北海道に要請しております。北海道では、毎年、土砂除去の工事を行っておりますが、予算の関係から優先順位をつけ、しかも局部的にしか除去工事が行われていないのが実態でございます。

昨年は、新元橋の上下流、文珠橋の下流の土砂除去が行われました。ことしも土砂除去工事を継続すると伺っておりますが、できる限り多くの場所で実施していただくよう要請いたします。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私からは、件名の1、防災対策についての①の後段の質問のうち、川の水質、土壌検査について御答弁申し上げます。

土砂災害時の川の水質、土壌検査の状況でございますが、災害時に限定いたしました川の水質、土壌検査につきましては行っておりませんが、河川の汚濁状況の把握と監視をするために、毎年7月と10月の年2回、ペンケウタシナイ川の水質検査を行っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 私のほうから、件名の2並びに3についてお答えを申し上げます。

最初に、件名2の①についてお答え申し上げます。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業における子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、中学1年生から高校2年生の女子生徒を対象に本年6月から順次接種を開始しており、8月末現在、対象者73名中40名が初回の接種を終え、接種率は54.8%となっております。

年代別内訳でございますが、中学1年生14名中、接種者は10名、中学2年生13名中5名、中学3年生13名中8名、高校1年生12名中7名、高校2年生21名中10名となっております。

また、女性特有のがん検診推進事業につきましては、子宮及び乳がんの検診の無料クーポンとあわせてがん検診手帳をお渡ししてありまして、子宮がん検診は、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、また、乳がん検診は、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方々に交付してあります。

女性特有のがん検診における受診促進とがんの早期発見を図るため、平成21年度より本事業を開始しております。平成22年度の無料クーポンによる受診者の年齢内訳は、子宮がん検診では20歳8名中、受診者はゼロでございます。25歳16名中7名、30歳17名中4名、35歳24名中10名、40歳18名中5名、総計で83名中26名が受診されております。受診率は31.3％となっております。

また、乳がんの検診では40歳18名中6名、45歳26名中3名、50歳24名中11名、55歳36名中8名、60歳50名中15名、総計で154名中43名、受診率といたしまして27.9％となっております。

本事業の開始前、これは平成20年度でございますが、開始後の平成22年度との比較でございます。同年齢の方の受診状況を比較いたしますと、子宮がん検診では受診率が事業開始前の7％から、開始後は4.5倍の31.3％に増加しております。また、乳がん検診では同じく6％から4.5倍の27.9％に増加しております。したがって、これらの数値からいたしましても一定の効果はあったものと評価しております。

今後は、未受診者の対策を推進するとともに、本事業の開始をきっかけに初めて検診を受診された方々が今後の受診に結びつくよう周知等の徹底を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、②の妊婦健診14回分の公費助成、子宮頸がん予防ワクチン、乳がん、子宮がん無料クーポン事業の公費助成について、次年度の継続についての問いでございますが、これらの事業につきましては、健康の保持、増進を図るためにも、引き続き実施したいと考えております。しかし、国の財政措置の動向や当市の財政状況も見据えながら検討をしていきたいというふうに考えてございます。

次に、件名3の新しい福祉の取り組みについてでございます。

近年、子供への虐待が増加している状況にあり、さらに虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また同時に多くの問題を抱えているケースが多いことから、関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに共通の認識に立って連携しながら、早期発見と効果的な対応を図ることが極めて重要になると考えております。

当市におきましては、児童福祉法に基づき、歌志内市子育て支援ネットワーク協議会を設置してありまして、事象が発生した場合には関係する機関と緊密な連携と協力により、ケース検討会を行い、情報交換、支援方策の具体的な検討や支援等を行ってまいります。

また、うつ病など、精神保健対策につきましては、妊産婦に対する産後のうつ病の早期把握、早期支援のため、アンケートの実施や質問票によるスクリーニングを行っているほか、一般市民からの電話相談に随時応じるとともに、必要な方には心の健康相談を勧めるなど、保健所と連携を図りながら対応することとしております。

今後とも、寄せられた情報をもとに関係機関と緊密な情報交換を行い、連携を図りながら迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 丁寧な説明、どうもありがとうございます。

まず1点目なのですが、今回の台風で被害があったにもかかわらず水質検査とか、土砂災害

の調査は行わないという答弁をいただきましたが、市民のほうから声がたくさん上がっているのですが、今回の災害で本当に、山、土砂崩れとかいろいろなことで、もういろいろな方面から水が川に流れて、ある市民などは雨がめぐりめぐって内地のほうから放射能を運んできているのではないかと、すごい発想の相談も受けております。ですから、ぜひ水質検査をまたやっていただきたいというのが私の思いでございます。この点は、どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 河川の水質検査につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、定期的に2回やっております。次につきましては、10月に予定しておりますので、その時点で水質の検査を確認したいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） そのほかに深層崩壊は何カ所あるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 歌志内においてはございません。

深層崩壊は、大きく岩盤地帯に起きるのですが、岩盤の風化した部分に水が走って、非常に多くの土塊、土の塊が滑ることを指しまして、歌志内の場合はございません。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今の答弁で間違いないですね。可能性を含んでの答弁でしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 歌志内、非常に岩盤地帯が多い状況でございます。可能性といいますのも、これについては先ほども女鹿議員さんに答弁をいたしましたが、兆候とかわかるメカニズムが今、研究されていると思っておりますが、なかなかその兆候を判断するというのが難しいということでございます。

表層の地滑り崩壊、これについては兆候というものがあらわれる場合が非常に多いのですが、大きな土塊が滑る深層崩壊というのは、なかなか兆候が難しいということでございます。これはだれもが断定する、あるいは予告するのが難しいというふうに私は判断しております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） それと、防災計画の備蓄について先ほど御説明がありました。6月の定例会で、私も備蓄について質問をさせていただいたのですが、あのときからは少し前進したかなという思いで聞いておりました。

先ほどの説明の中で、5%という説明をいただいたのですけれども、この根拠はどこにあるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 5%の根拠でございますが、これにつきましては、61年度の水害時に避難した総数が人口の約5%ございました。それを割り返しますと、大体備蓄の数が出てきまして、なると思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今、答弁をいただきましたが、市民の方からこんな声が上がっております。余りにも少ないものですから、ある御婦人の方は、各家庭ではたくさん毛布が余っていますよと。市のほうから1軒に1枚でもという声もしいただけたなら、たくさん家庭から出るでしょうと。先ほどお話がありました150枚とか200枚のそういう数ではなく、本当

に何千枚という数なんてすぐ集まるのではないですかと、湯浅さん少しもっと勉強をしてしつかりと質問をするようにときつい達しを受けました。

私は、これだけはきょう言うておきたいなと思っていましたので、この件についてはどうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 大変ありがたい話だと思いますけれども、集まれば集まるほど保管庫がどのぐらい集まるかによって、確保先というか、しまっておく場所、それと毛布については今度購入する予定なのは真空パックにしたものということで、生のものでしたら干さなければならぬという手間がありますので、大変ありがたい話なのですけれども、協力をお願いするときには多分協力をすると思うのですけれども、まず集まった保管場所の確保と、それと毛布の状態がどうなのかということも相談に応じながら、それは対応をしていきたいと思っていますので、むげに断るというわけではございませんので、そのときには、どしどしこちらの防災の担当に連絡していただければありがたいなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今、布団ですとか毛布は真空パックにしている家庭がすごく多いです。100円ショップでもあれは売っておりますので、そういう点は余り心配ないのではないかなと思います。ですから、どうぞたくさん備蓄できるように検討をしていただきたいと思います。

それから、女性の生命と健康についての件なのですが、先ほど人数も上げていただきまして、一応事業としては大きい成果があったというふうに伺いました。それで、まだ50%に満たない検診も多々あると思うのですけれども、これの手当の方法としては、周知の仕方とかいろいろな面でどのように考えておられますでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 基本的には広報を通じて各家庭に御周知申し上げております。しかし、この予防接種に限らず、一応、市としては該当者に満遍なく行き渡るような予算取得はいたしますが、あくまでも強制ではないのです。こちらからこういう制度がありますよという部分で、願わくば受けていただきたい部分もございしますが、最終的には御本人さんの判断にゆだねるところがございしますので、ただただ達成率だけを求められるとちょっと担当としても非常にもどかしい部分もあるのですけれども、せっかく持った制度でございまして、より多くの方が接種を受けていただいて身の安全を守っていただくことについてはやぶさかではございませんので、先ほども言いましたように、各制度においてそれぞれ、今後、1回受けられた方はさらにこの次も受けやすい意識を持っていただく。また、今まで受けていない方も極力こういう形で、この制度の中身、また予防接種の中身を十分に理解していただいて身の安全を守っていただくという考えを持っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

今の検診なのですが、私も60歳のときに無料クーポン券をいただきました。通常、私は職場は余り有給休暇はとりたくないほうでしたので、職場からは時間をもらうというのがすごく私にとっては難関でございました。この無料クーポン券をいただきましたときには、上司にこのようにいただきましたと、私の健康のためと言って、自信を持って大威張りで申告というか、くださいということで行くことができました。これは本当にそういう意味では、女性にとっては本当にいい制度だと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、今、検診を受けないのは強制ではないというふうにおっしゃられたのですが、これは強制云々ではなくて、ぜひ受けさせていただきたいという取り組みをしていただきたいというふうに思います。といいますのは、これはある内地のほうでのデータなのですが、何でも、何で検診を受けないのかと。ただ、受けましょう、受けましょうという段階では広がってはいかないんだという、大学の教授の方が言われておりました。自分だったらこのように説明しますよということで、私すごく感動したのですが、ちょっと説明したいと思います。

がんがどういう病気であるかということをもまず伝えることが大切であると。例えば、乳がんのデータで説明、DNAが傷ついて、がんが1個できてそれが1センチになるのに15年かかります。1センチのがんが10センチになるのには5年です。1センチ以下のがんは発見できません。早期がん、乳がんだと2センチです。1センチが2センチになるには1年半ですと。この間で、がんを発見するということが大事ですよという説明で、わかりやすいというふうに私は思いました。

さらに数年前ですが、タレントの山田邦子さん、今出てらっしゃるのかしら、毎年検診を受けていたのですが、この方は忙しくて3年受けられることができなかつたと。その間に乳がんが大きくなって手術をしたという経緯があったということで、本当に検診というのは大事ですよという、こういうお話を聞いたときに、本当にそうだなと思ったのです。

若い方とか余り認識がない方、それから年をとってしまったら大丈夫だろうとかいろいろな思いで検診を受けられない方がたくさんいらっしゃると思いますので、どうかいろいろな形を通して50%以上は検診していただけるような、せっかく署名活動を展開して勝ち取った助成制度ですので、力を入れて歌志内でも、歌志内市というのは福祉でこういう一番の成果を上げたというふうな歌志内市にしていきたいというふうに私自身考えておりますので、政策というか、担当の方もどうぞよろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 貴重な御提言ありがとうございます。

あえて申し上げれば、以前はこういう制度があります、さあどうぞであったのですが、先ほども言いましたように、21年から年代ごとに一応区切りまして、すべての方に、その年代該当者にすべてダイレクトメールで文書お渡しして、こういう結果になっております。

今、言いましたように、せっかく与えられた権利を有効に使っていただきたいと思いたし、根本的には我が身の安全、健康を願う部分でありますので、議員さんの提言を、今後、事業の中に反映するべく努力してまいりたいと思いたし、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ありがとうございます。力強い取り組みをよろしく願いしたいと思いたし。

それと、うつ病の関係なのですが、すごく今、広がっているということで、特に今、自殺防止週間が16日までということで、本当にこれは力を入れていかなければならない問題だなと。

私自身の知人の中にも、うつ病で職場をやめたですとか、休職しているとかとそういうお話を聞きます。これは本当に身近な問題であると私自身も思っております。

歌志内市としては、この件についてはどのように具体的に進めておられるでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 先ほどの回答の中で触れましたけれども、これがすべてではなく、例えば今、お子さんの部分、それから乳幼児の接触機会がある方については可能なので

すけれども、その他を含めて一般の方々のうつ病の前兆を掌握するというのは非常に難しいことだと思っております。

あくまでも御本人さん、もしくは身内の方、お知り合いの方が御相談を持ちかけられなければ、なかなか私どもも出動していけない、御相談に申し上げられないというのが多いわけです。ですから、幾らこういう組織を持っていても、そういう方々をいかにそこに結びつけるかというのが非常に重要なことでございますので、ただただ先ほども言いましたように、心の相談室がありますとか、こういうのがありますといっても、なかなかそこへたどり着いてこれられない方が多分いるかと思えます。むしろ、これからの課題ですけれども、こういう方々をいかにいち早く掌握して、カウンセリングするなり指導するというのが大きな課題だと思いますので、これからも皆さんのこういうお話を聞きながら、またいろいろな他方の制度を見ながら進めていくように努力してまいりたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

そういう相談に行くというのは、本人も大変な作業でありますし、窓口もどこかちょっと目立たないところといたしますか、ちょっと奥まったところとかいろいろ考えていただいて、市立病院ですと心療内科とか、いろいろ今、手をくぐらせていただいてやっておりますので、市のほうにつきましても何とか入ってきやすいとか、また、市の案内ですとかちょっと工夫していただいて、一人でも多くそういう相談に来やすい体制づくりというのは必要ではないかなと私自身、今、考えておりますが、これは難しいことでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） そのこと自体は容易にできると思います。単純に、今、言いましたように、私どもでいけば生活保護を受け持っておりますし、相談室を持っておりますし、そういう器的なものについては可能ではあるのですけれども、その問題だけではなくて、市民相談の窓口とかもありますし、今言ったようにそういう方々を誘導するというか、そういう方々がこういうものがあるということをもっと周知することが第一段目だと思っておりますし、今、その辺も状況に応じながら段階的に検討を進めていかなければならないと思っております。今、この場では、それがいいか悪いかというのは御返事申し上げられませんが御勘弁ください。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 内地のほうでは乳幼児で育児が大変だということで、保健婦さんとか市の行政で、ゼロ歳から1歳ぐらいまでの家庭を全戸回るという制度を実施して、すごく感謝されているという場面も見たのですが、うつ病もそれとあわせてやっていただけたらいいかなと私の思いでございます。ですから、ちょっと難しいかもしれませんが、うつについても力を入れてやっていきたいと思っております。

それと、先ほど自殺の例とかといろいろ私訴えたのですが、当市におきましてもそういう幼児虐待とか自殺、そういうふうな事例というのはありますか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 幼児虐待については、私の記憶するところでは平成20年に1件あったかと思っております。そのときには、先ほど言いました歌志内子育て支援ネットワークという組織がございましたので、関係機関の方々がお集まりいただいて、その方々の対応、支援について行った経緯がございます。

また、自殺については、平成21年度の実績でのみしか持っておりません。というのは、自

殺に対する取り扱いなのですが、私どもが住民の戸籍を持っていますから、死亡の数は掌握できるのですが、その要因については、先ほども言いましたように知りうるすべがないのです。というのは、保健所が精神衛生の担当をつかさどっておりまして、保健所が自殺かどうかの判断で掌握して、一応、私のほうに報告が来る形になっているのです。

ですから、先ほども言いましたように、戻りますけれども、そういう方々をいち早く掌握するのに、今、言いましたその保健師さんは当然、新乳幼児に対してフォローしまして、逐一相談に応じてやっておりますし、小学校に上がっていくまでずっとフォローしていく体制があるから、小さなお子さんについては安全はわかるのです。それから、一般の方々については、私どもでも行っております住民健診が唯一の市民の皆さんとコンタクトする機会がありますので、これらをまずベースとしまして、どうやってその多くの方々がそこへ結びつけるかに今後検討をしてみたいということでございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

あともう1点なのですが、DVの問題が今すごく出てきておりますので、隣の隣の町の方の相談だったのですけれども、自分の姿を隠して、そして住宅に入りたいがどうしたらいいかという相談だったのですけれども、こういうふうなDVについての事例とか歌志内市ではありますでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 私のほうで持っている高齢者の関係で事例はございました。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

歌志内は、私が高校を卒業をしまして民間に入りましたときに、始めて市民税を納めるときに、歌志内の市役所の職員の方が私の勤めていた会社にすてきな記念品、皮のペンとそれとブック立てを持ってありがとうございますというふうに来ていただいた経緯があるのです。本当に歌志内市というのは面倒見がいいところだねというふうに会社では評判でございました。

私は、今、思うのですが、行政についてもどこの市よりも歌志内は人口は少ないけれども、財政的には厳しいけれども、本当にいろいろな小さな積み重ねが最高のまちだと。本当に住みよいまちなだという、そういう実感を与えられる行政をつくっていききたいと私自身も強く決意しております。

そして、朝早く散歩とかたまに主人にお供するのですが、ほかの地域に聞きましたらあのようなすばらしい遊歩道はございません。それから、本当に空気がまずきれいだと、地方から来ましたら言われます。ですから、まだついでに川の水ももっときれいにさせていただいて、昔はもう本当に汚い川でしたですし、今はもう本当にそれに比べるとすばらしい川に変わっていると思いますが、さらに検討を重ねていただいて、今言われた部分で本当に誇れるような歌志内、自信を持って歌志内に来てくださいと言えるようなまちづくりに私自身も挑戦してみたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さんの質問を打ち切ります。

10分間休憩します。

午後 2時02分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

質問順序4、議席番号7番、谷秀紀さん。

一つ、当市の産業・経済について。

一つ、人口（定住）問題のことにかかわる件について。

一つ、協働のまちづくりの件について。

以上、3件について。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 私は今回、3件15項目にわたって質問をいたしますが、特に再質問では質問にかみ合った切れのある、あいまいでない答弁をお願いしたいと思います。

それでは、まず1件目でございます。当市の産業・経済についてでございます。

近年、当市の産業、経済は疲弊し、市内の活気が薄らいでいく昨今でございます。行政サイドとしての以下の思考を伺いたいと思います。

①、当市の現在の産業、経済状況について伺いたいと思います。

②、当市の現在の産業、経済が疲弊した要因をどのように分析されているか伺いたいと思います。

③、今後10年先ぐらいまで見据えた場合、当市の産業、経済状況の見通しについて伺いたいと思います。

④、産業、経済機能が低下していると考えますが、行政サイドより政策や施策を重要課題として打ち出すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2件目の人口（定住）問題のことにかかわる件について。

特に人口の減少については、当市の最重要問題として考え、また、人口減少をストップさせるにはさまざまな政策等を考えるべきと思いますが、定住化対策等も含め、以下の件について伺いたいと思います。

最初の①の質問でございます。人口減少に伴う弊害について、どのような内容のものがあるか述べていただきたいと思います。

②、人口減少をストップさせるための現時点で政策を考えているか、伺いたいと思います。

③、人口を増加させるためには、大胆でかつてない政策を考えるべきと思うが、これらについての政策などを庁内で研究したことがあるか伺いたいと思います。大胆な施策ですね。

④、市長は、23年度の執行方針に掲げている施策、事業を着実に推進することが人口減の歯どめに結びつくとともに、希望の持てるまちづくりに結びつくものと考えておられますと答弁をいたしております。

このように先を見通した答弁と、現在の実態に違和感を持ちますが、（市民に受け入れられるような定住政策が示されていないのではと考えて）この点について伺いたいと思います。

⑤、人口減少問題については、当市の存亡にかかわると言っても過言でないと考えますが、見解について伺いたいと思います。

⑥、人口減を歯どめができないのは、行政が人口減少、定住化に伴う今までの政策や施策が実を結んでいない結果でもあると考えます。この点についてはどのような見解でしょうか、伺いたいと思います。

⑦、平成18年度より施行された歌志内市総合計画（第5次基本構想・計画）についても、人口減少に伴い緊急に見直す必要があると考えますけれども、見解を求めます。

3件目であります。協働のまちづくりの件についてでございます。

この問題については、私が過去に何度も質問をいたしております。いま一度、理解ができない部分もありますので、以下について伺います。

①、まちづくりの理念などを定める条例も策定せず、協働のまちづくりの名称のみが常に使用されております。いま一度、市長の協働のまちづくりについての所見を伺いたいと思います。

②、以前に私の質問での答弁で、条例の策定の約束をしておりますが、条例に盛り込む骨子や内容についてどこまで進んでいるのか。また、事務作業が官主体で進めているとしたらどのような理由なのか。市民も含めて策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

③、まちづくりと人口問題は密接な関係にあります。市長の今までの答弁内容を精査し、現状を考えたら、本来の協働のまちづくりの姿が見えていないと考えますが、いかがでしょうか。

④、まちづくりも人口問題も市長の政策によってまちが発展するか衰退するかは、市長の手腕によるものとするが、いかがでございましょうか。

以上、3件15項目にわたって質問いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうから、件名1、当市の産業・経済についての①から④について御答弁申し上げます。

①の現在の産業・経済状況についてでございます。

開基以来、石炭産業を唯一の基幹産業としていたことから、基幹産業の衰退に伴い、産業構造が急激に変化するという典型的な企業城下町としての変遷をたどってきており、第二次産業における就業人口の減少はまち全体へ影響が伴うものであり、閉塞感による商工業の衰退は、産業、経済全体への疲弊につながっております。そのため、基幹産業にかわる各種行政課題に取り組んできたものの、長引く景気低迷による経済活動の停滞、事業主の高齢化、後継者問題など、多くの難題から新たな産業や事業拡張、雇用の創出は極めて厳しく、商工業者を取り巻く環境はより厳しさを増している状況にあります。

②の現在の産業経済が疲弊した要因をどのように分析されているかという点でございます。

本市は、石炭産業とともに生成発展し形成されたことから、エネルギー革命による昭和30年代後半からの炭鉱閉山が相次いだことによる産業構造が崩壊し、まち全体に影響が及ぼしたところであります。そのため、第一、第三次産業が少ない本市にとって、他の産業への転換を図ることが困難であったことから、石炭産業における二次産業への影響が全市的に波及し、人口の減少、若者の流出、担い手不足など、地域活力の低下につながったことが主な要因と思われれます。

③の今後10年先ぐらまで見据えた場合、当市の産業経済状況の見通しについてでございます。

昨今の社会情勢の不安定化は、さまざまな業種に影響を与えており、先行きが不透明であります。また、市内事業所、商店等の状況からも高齢化、後継者がいないなど、さまざまな問題を抱えており、明るい見通しを見出したいところではございますが、厳しい状況にあることは否めません。

当課といたしましては、企業誘致による地域経済の再建、雇用の場の創出を強く求められているところであり、今年度、文珠工場が誘致できたように、今後も粘り強く活動を行ってまいります。

また、既存企業等の安定化のため、事業展開に伴う協議、相談等について、関係機関と連携

を図りながら対応をしてまいります。

④の産業、経済機能が低下していると考えるが、行政サイドより政策や施策を重要課題として打ち出すべきではないかという問いでございます。

第5次基本構想及び過疎地域自立促進計画において、産業の創出、企業誘致の推進、鉱工業の振興を基盤とする人口の定着は、本市における重要課題の一つとして位置づけられております。空知産炭地域新産業創造等事業助成事業の活用及び企業ニーズに合わせた対応などにより、新たな産業が生まれ、雇用の創出、地域活性化につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 件名2、人口（定住）問題のことにかかわる件についての①から⑦についてお答え申し上げます。

初めに、御質問の①から③について一括してお答え申し上げます。

最初に、人口減少における最大の課題は、雇用の創出を図るべく、企業誘致や産業の創出であると認識しておりますが、人口減少に伴う弊害は住民の皆様がこの地域で生活を営み、維持していく上でさまざまな影響があるものと考えております。

直接的な影響といたしましては、税収の減収はもとより、本市財政の大宗をなす地方交付税の減や、若者の流出などにより高齢化が進み、担い手が不足することから、地域社会の維持、存続が難しくなるとともに地域活力の低下を招いてまいります。また、同時に労働力が減少し、市内での購買力が低下するなど、経済の衰退が進展し、小売業や飲食業の維持が難しくなるなど、あらゆる分野へ影響を及ぼすものと考えております。

これらの人口減少に伴う弊害を、少しでも食い止めるべき即効性のある施策を見出すため研究を進めておりますが、今、居住されている住民の定住を基本とし、人口維持を図るべく、住宅建設助成制度の新設はもとより、住宅改修助成制度の拡充、子育て世代を応援する各種助成事業の推進を初め、さらに魅力あるまちづくりの施策を検討しております。

また、これらの施策の検討、実施に当たっては、庁内に専門プロジェクトを設けたり、企画調整会議や予算編成時において各所管と協議を行いながら進めております。

次に、④でございます。地域の生成発展の礎であった基幹産業を失った本市においては、将来を担う子供たちが誇りを持つことができるまち、そして、これまで歌志内を支えてこられたお年寄りが安心して暮らすことのできるまちづくりが目標であり、皆様から御同意をいただき策定した第5次歌志内市基本構想に掲げる一つ一つの施策、そして基本構想の着実な推進に向け、毎年度お示ししている市政執行方針に掲げる具体的な事務事業に市民を初め、議員の皆様とともに取り組むことが人口減少の歯止めにつながるものとの考えに変わりはありません。

したがいまして、今後も議員の皆様におかれましては、これまで同様、基本構想の推進にお力添えをいただきたいと思います。

続いて、⑤でございます。人口減少問題につきましては、昨年行われました国勢調査の結果速報においても、日本の総人口が調査開始以来、最低の人口増加率となるなど、大都市圏などを除き、地方の市町村の多くは人口減少がとまらない状況との結果でありました。

本市においても、5年前の平成17年からの人口減少率はマイナス15.9%と、道内第4位という非常に高い率であります。このことから、議員が危惧されておりますとおり、本市の将来を考えた場合、重要な課題であると認識しているところであります。

続いて、⑥でございます。人口の減少につきましては、本市に限らず、とりわけ旧産炭地につきましては、平成22年国勢調査の速報値結果では、道内の人口減少率の上位10市町村に

4市町が入るなど、地域の過疎化が進行している状況にあります。このため、各市町においては、各種移住・定住対策の施策を打ち出すとともに、子育てや高齢者対策、福祉サービスの充実など、他の自治体との差別化が図られております。

本市においては、平成18年度より財政健全化計画がスタートし、市民の皆さんと一丸となって財政問題を最優先課題として取り組んできたことから、定住対策などの施策については取り組みがややおこなわれているものと認識しております。

しかし、本年度、定住対策の一環として宅地分譲を行うとともに、住宅建設に伴う助成制度を創設するなど、財政状況を見きわめながら少しずつ人口減少の歯どめとなる具体的な施策を打ち出してまいりたいと考えております。

最後の⑦でございます。第五次歌志内市基本構想、基本計画の見直しにつきましては、社会情勢の変化や状況にあわせ、基本計画の見直しの必要性について5年後を目安として検討することとされております。このため、昨年行われた国勢調査の結果速報による人口動態や財政状況などを踏まえ、歌志内市総合開発審議会に見直しの必要性についてお諮りしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 私のほうから、3の協働のまちづくりの件について御答弁申し上げます。

①でございます。協働のまちづくりに関する私の所見といたしましては、これまで何度か御説明しておりますが、市民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し積極的に連携、協力することによって地域の公共的課題を解決し、住みよいまちづくりを進めていくという考え方であります。

②の関係でございますが、自治基本条例につきましては、まちづくりの理念と基本原則を定め、市民、議会、行政の責任、さらには協働の原則など、住民自治を進める上で必要な事項を条例という形で明文化するものであり、その必要性については十分認識をし、素案策定に向け情報収集等に取り組んでおります。

市民みずからの権利と責任を含む住民自治の原則を定める大変重要な条例であります。現在取り組んでいる地域福祉計画や基本計画の見直しはもとより、国における地域主権一括法に基づく条例や制度改正などの時期を見きわめながら、具体的な策定に取り組むことといたしております。

なお、その際は、市民各層とともに議論をする中で、本市にふさわしい内容にしてまいりたいと考えているところでございます。

③でございます。住民自治の基本となる町内会や自治会などにおける組織機能の低下は、活力ある地域を目指す上で大きな課題であり、人口減少を食い止めることは本市における最重要課題の一つと認識いたしております。これらを踏まえながら、市民と行政が相互の理解と信頼のもと、地域課題を解決し住みよい地域をつくり上げることが協働のまちづくりであると考えております。

④でございます。私は、これまでまちづくりは首長一人だけで行うものではないとの根本理念に基づき、市民各層からの御意見はもとより、職員各位の考え方を尊重しながら行政運営に取り組んでまいりました。行政として施策事業に取り組む場合、財政面を含め、その時々々の状況を十分踏まえながら、地域住民に喜ばれ、そして地域振興に結びつくものを取捨選択の上実施してきており、これには当然ながら議員各位の御理解のもと市議会による議決をいただいた

上で取り組んでまいりました。

今後も根本的な考え方を変えることなく、本市発展のため全力を傾注する考えであります。
以上です。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） それでは、順番に再質問をしていきたいと思ひます。

まず、産業経済の状況なのですが、まさに答弁のあったとおりでございます。

それで、まず現在の当市の経済を支えてきた中で、業態別商店数、現在全部で何店でござい
ますか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 統計上で申し上げますと、平成19年の商業統計でいきまして56
商店という結果が出ております。5年ごとの調査でございますので、平成24年が調査の年にな
りますが、我々のほうで所管といたしまして把握している部分といたしましては、現在、そ
の当時の56商店から12商店が廃業されて44事業所というふうに把握しております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 19年の統計、今でいう5年一昔前、そのような統計で現在の歌志内の
このような状況にある経済も産業も疲弊してる中で、きちんとした統計が年々、一年ずつとる
べきであったのではないかと私は思ひますけれども、これは、ある面では国勢調査の中ではっ
きりわかることなのです、この統計は。だから5年を待つというか、そのような状況の中で進
めてきたのではないかと思ひますが、いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 国における先ほど19年の商業統計調査の部分の数値で申し上げま
した。そのため、5年ごとの調査でございますので、所管といたしましてその間の部分の状況
につきまして調査等を行い、先ほど申し上げたとおり、平成23年度現在、12商店がマイナ
スになり44商店という形になっているかというふうに把握しております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 44店もあるとは思ひえないのですが、どう考えても44店あったとは思
えないのです。

それで、これらの現在の年間の販売額は幾らでございますか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 商業統計調査とあわせた形での調査を行っておりませんので申しわ
けございませんが、現在の年間販売額については把握をしておりません。しかしながら、平成
19年度の商業統計調査でいきますと59億程度の結果というふうになっております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） それでは、産業別収入人口なのですが、最近の国調で判明していると思
ひますけれども、どのようになっていますか。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午後 2時35分 休憩

午後 2時36分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 直近の国勢調査の産業別人口については、まだ今のところ出てお

りません。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） ①から④は大体関連していますが、今、それぞれちょっと伺ってみたところ、いずれにしてもやはり19年を基点として何か答弁をされているなど。それで、直近のことについてはほとんど把握していない。実際に今現在、歌志内がどのような産業経済がどのような状況になっているかということが認識していないのではないかと私は考えるのです。

認識していたら数字が出るはずなのですよ、これ。大事なことだと思うのです、当市にとっては。全くこういう統計も、それこそきちんと年々として初めて歌志内の経済、産業がどのようなになっているかということが私はわかるものと、このように理解します。そのプロである皆さんが統計をとっていないとなれば、では、議会でこのように質疑してもそれこそかみ合わないではないですか、全く。そのために事前通告一般質問しているわけですよ。これじゃ、答弁として聞いていても私どもの質問する側としたら、やはり今の歌志内のこの、本当にあなた達もわかっているでしょう。この状況の中で統計もきちんととれていないというのは、どうなのかなと。私にとってもまことに遺憾なことではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 歌志内市としては独自に調査したということは今までございませんけれども、今年度については経済センサスということでその統計調査が始まりますので、それに基づいて国の指定統計で今、調査を行っているのが現状で、独自にまた調査をするとすると単独で経費を計上しなければなりませんので、それらをどうするかと報酬の問題がありますので、それらの計上も含めて、単独でどの調査が必要なかということを選択しながら、もし単独でやるのだったらそこまで考えてやらないといけませんので、ただ調査をすればいいというものではないというふうに認識しております。

ですから、今のところは指定統計調査ということで、国が示されたものを中心に統計調査をまとめている段階で、今まで独自調査を進めていなかったというのが実態でございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 総務課長、独自でやってませんよという答弁ですけども、国に基づいてやっているんだと。だけれども、歌志内市が沈没したら国は面倒を見てくれますか。独自でいろいろなことを統計上調査して、そしてその結果いろいろと政策を考えるのが行政ではないですか。違いますか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 実際に直近の数字を使うと、政策を使うとなればそのとおりだと思いますけれども、国の政策によってもちょっとおくれた数字を使っているというのも実態です。その辺については今後そういうふうな、例えば基本構想がなくなった、あれもなくなったよとなれば、独自でそういうことも検討をしていかなければならない時期に来ているのかなというふうには思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 総務課長、独自にこの状態が来ているのではないかと、今ごろこういうことではダメなのです。既に平成18年、財政の危機があったときにそういうことを考えて政策を、だから私は今まで大胆な政策、いろいろな政策とのことを言っておりました。

今回、中身は具体的にはなっていないけれども、人口問題についてはまあまあの答弁が返されております。

要するに、やはり歌志内が今後どうなるんだ、どうするんだ、経済も。まして、先ほど原田

議員だったと思いますが、歌志内の企業は皆さん御承知のようにもうどんどんなくなっていくじゃありませんか。シャッター通りになっていってるありさまでしょう。私は、これはやはり行政として先ほど言いましたけれども、市長の手腕によるところではないかと思えますよ、はっきり言うけれども、歴代の。今、現市長ばかりは言いません。これの積み重ねが今日に来ているような気がするのです。やはり、歴代の市長から踏襲されてきている部分がございますから。でも、やはり経済と産業については目に余るものが今現在、歌志内にあります。そういうことから、私は今回、質問の項目の中にも丁寧にわかりやすく出したつもりです。

ところが、今の答弁を聞いていますと、何かこう残念だなと。要するに、今の現状を考えたら危機感というか認識がないと思うのです。全く私から見たら。ほかの人から見ればあるかもしれせん。

でも、こういう今の歌志内の現状ですね、例えば商店はもう見たとおりで、土木、建築携わっている人たちも仕事を探すにも大変、従業員を雇っておくのも大変。私は以前にも一般質問の中で言いましたけれども、人口もさることながら、経済がこのようになっていったら、本当にまちなちも立ち行かなくなっていくと思うのですよ。今こそやはり、本当に抜本的に根本的に他の市町をまねしない、歌志内独自の政策を考えていくべきだと考えます。この辺について、やはりトップダウンで市長がやらなければならないと思えますが、市長の考え方を聞いておきます。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 地域の産業、そして経済、地域の活性化、これについては炭鉱閉山後の最重要課題として取り組んできているつもりでございます。そういった中で、いろいろな経緯をたどっていることは御理解いただいていると思えます。

今、具体的に言われたように、商店数も減ってきている。また、公共事業が削減されたことによって、建設、土木業者においても厳しい状況にある。また、そういった事業所の撤退により、商店を含めた撤退で住民が大変苦勞しているということについても理解をしながら行政を進めているつもりではございます。

先ほど来言われております商業あるいは事業所に係る数字的な観点につきましては、限られた情報の中での取り組みしかしていないように思われますけれども、そういった全体的な状況については、商工会議所あるいは建設協会等との懇談の中で、そういった事態を把握しながら進めてきているつもりでございます。

しかし、何と言われましても、これまでこの二、三年というのは財政の立て直しを最優先課題として進めなければならない実態になったということについては、それぞれ事業所の皆さん、そして市民の皆さんに御理解をいただいて進めてきたところでございます。そういった市民の皆さんの協力によりまして、100%ではございませんけれども、財政問題については一定の改善ができたものと認識をいたしております。

しかしながら、まだまだ厳しい財政状況でございますけれども、それらを含めた中で地域の活性化をどう進めていくか、これについてはその年度年度の市政執行方針で目標を決め、当然、基本構想に基づいた事業の中から取捨選択をしながら進めてきております。

23年度の市政執行方針につきましても、そういった市政執行方針に掲げた事業事務に取り組むことによって、市の活性化あるいは住民の皆さんへのサービスを進めていきたいということで、今、ちょうど半年を迎えたわけでございますけれども、今、各所管に対して中間報告ということで、それらの事業のとりまとめを行ったところでございます。

予定した事業が済んだところ、あるいはこれからまだ課題を抱えながらこの年度内に進めな

ければならない事業等がございますけれども、そういった執行方針に載せた事業を一つずつ解決していくことが、まず今年度の私の課題だと、このように思っております。

言われましたように、確かにいろいろな統計を含めました戦略で、この産業、経済の活性化に向けては取り組んでいかなければならない、この辺は認識しているつもりでございます。企業誘致の関係、あるいは事業所に対するそういった制度等の関係についても、それぞれ所管において研究、検討をしているところでございます。

いずれにいたしましても、国勢調査あるいは商業統計調査等、これらは今年度を中心にして明らかになってまいることでございますので、それらの情報を取りながら今年度で対応できるものについては今年度から進めてまいりたいと思っておりますし、国の今の財政状況を踏まえながら今後も当市の地域経済の活性化について努力をしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 市長の胸の内もわかります。でも、産業や経済の低下は行政サイドにも私は責任があるのではないかと、このように考えております。やはり何といたっても、まちが疲弊していくということは行政の進め方が大きな意味を持つと思うのです。そういったことで、ぜひやはりこの産業と経済の疲弊については、いま一度、人口問題と同じように真剣に取り組んでもらいたいと、このように思います。

人口あつてのいろいろな問題になってきますので、2件目の定住問題のことにかかわって再質問させていただきます。

実は、市長の市政執行方針の平成21年、22年、23年度の定住化の問題については、方針としては理解はしております。だが、これを見て見ますと、コピーして持ってきたのですが、意気込みが全く感じられないのです。これは、21年度の市政執行方針だよね。定住化の促進につきましては、公式ホームページや移住・交流推進機構等が行う移住希望者向けのPR事業を活用した情報提供など、人口の定着に向け取り組んでまいります。これはPRだ、具体的な政策は示していない。

それから、22年度も全く同じことを書いているのです。定住化の促進につきましては、公式ホームページや移住、交流推進機構等が行う。移住者向けのPR事業、全く似たようなこと。それから23年度、ここは私が33戸の分譲分あるでしょうという中の今回の東光の分譲は7戸分ですかという答弁がありましたけれども、初めて23年度に本年度は定住化に結びつく主要施策として、東光地区のシルバーハウジング周辺にある、今言ったこの7区画の分譲団地を造成するとともに、この土地、住宅等の建設に当たっては土地取得費を基準として建設費補助の制度を創設してまいります。ここで初めて少し政策らしいものが出てきたなど。

ところが、ほとんど20年前後から見ても、全くこの定住化についても、人口の歯どめについてもほとんど政策としてないのですよ。これは言われてわかっていると思っておりますけれども、恐らくほとんどないのです。

それで、私はここの質問の③に、人口を増加させるために大胆でかつてない政策、これをあえて考えるべきでないのかと。今まで定住するに当たっては、確かにさまざまな奨励金を過去に支給した制度がありました。だが、いまやほかの市町と同じことやっていたら、やはりまちはどんどん人口が減っていくわけですよ。それで、私は今までたしか2回ぐらい思い切った幼児、それから小学校、中学校の給食費の問題だとか、一例として何点か上げております。けれども、そういう政策が出てこない。今回も、やはり定住対策として7戸分の10戸分は売れていますけれども、残念ながら私はあれは余るのではないかと、俗に売れ残るのではないかと

と。それはどういうことかという、私が質問しておりましたようにインパクトのあるようなものではないのですよ、はっきり言うと。歌志内外の市外の方が歌志内にもし住みたいとしても、歌志内の情報をいろいろな知人やなんかに歌志内に現状住んでどうだとか、いろいろ情報もとっていると思います。まして歌志内市民も、地元ですからわかっている。要するに、助成するかということだけではないと思うのですよ。

それで、市長は把握していると思いますけれども、この2年間で市長、人口どのぐらい減少していると思いますか。これは市長がお答えください。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 230から250ということで答弁させていただきます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 実は、この2年間、21年8月31日から私の調べたところ、ことしの8月31日まで、人口316名減っているのですよ。そうすると、市長、316名2年で。それで、今まで国調から国調まで大体5年で、大体七百数十名でしょう。そうすると、やっぱり1年150名なのですよ、歌志内、平均。今までずっと追って来ると。それで、私は1年150名ずつ減っていくと、平成27年の基本構想に実は、目標年に27年度で目標の人口4,500人、そして世帯数2,250人ということで設定しているのですよ、基本構想は。それで、私は先ほどの最初の質問の中にそのことを言っているのですよ、⑦で。

計算していけば、あと4年で600人減ると、極端な話。3年何ぼですから、五百何名ですかね、大体、五百前後だと思います。そうすると、やはり基本構想そのものも続けていられないのではないかと思います。だから早く見直すべきではないかと、このように思っております。この件についてはいかがですか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 人口減少については、国調も今年度実施したわけですから明らかに減少数字というのでも出ておりますし、住民基本台帳における人口の増減については、毎月広報にそれぞれ掲載しております。また、私の手元にも毎月の報告書をいただいております。8月31日現在のも新しい形としてずっと減ってきておりますけれども、見たかと思っておりますけれども、8月31日現在の人口では、前月と比較してプラス1という数字が出ておりましたので、これはこれまでずっと減少した中での増1という形で、これらについて今後も減少は続くものとは思いますが、そういった中でまちづくりをどうするかということで、一時的な減のストップではございますけれども、まだまだ安心できない。

今言われたように、このままの形でいくと基本構想で言っている4,500人というのは既に知っているわけですから、先ほど総務課長のほうからも答弁いたしましたけれども、この基本構想というのはそれぞれ経済情勢、それらのものが変わった時点で見直しをするべき計画でございますから、一つの目安として5年ごとにとすることはありますけれども、こういった状況がありますので、今年度においてこういったものをすべて把握いたしまして、見直しが必要なものについてはそれぞれ手続をとって進めていきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） ぜひ、そうしていただきたいと思えます。

それから、あえてお話しするのが、歌志内市が人口1名減少することによって、1名当たり交付税が幾ら減少しますか。これは財政課長、ひとつお願いします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ざっと、概算ということでなりますが、普通交付税と特別交付税

合わせて一人当たり約60万円ということです。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） そのとおりですよ。普通交付税で大体44万4,000円、特交で16万ですから、合わせて60万4,000円ぐらいということになると思います。これは22年度の実績ですね。そのようなことから、私、③ですか、大胆な政策、これも答弁の中にどうも大胆な政策というのではなく、私にとっては大胆ではないのではないかなというふうにとらえますので、大胆な政策として、一つの例として、当市は今後、公営住宅の問題がこれから大きな課題として、長寿命化計画の策定をして、これから住宅に関してはいろいろと取り組んでいるだろうと思うのです、今後。そのようなことから、例えば10年計画で公営の一戸建て住宅を建てたらどうなのかという提案なのです。政策提案。それは1年に10戸ずつ計画しようと。10年で100戸。

それで、今、私が調べたら、一戸建て大体27坪ぐらいで1,500万円ぐらいで建物は建つらしいです。そうしますと、この住宅を建てていって、そしてその公営の一戸建て、これは国とも話ししなければいけないと思いますけれども、もしやるのであれば私どももお手伝いしますよ、国にいろいろと陳情も。それで、これを建てたとして、月額3万円ぐらいの家賃をもらうのです。市が建てて。例として今お話しします。そして木造は25年間で大体耐用年数ですから、25年間は居住をしてもらって、そして建物はあげますよと、無償譲渡でやると。そして、25年以降は入居者に固定資産税を払ってもらうと。その間のいろいろな修理とかそういうものは家主である市がやりますけれども、指定管理者制度のときに契約を結んでいるのと同じように、故意でやったときは何ぼ負担してくださいよと、ここまではこうやるという入居時にそういう細かい契約。それから25年過ぎて、じゃ、入居者がどこかへ売ったら困るのではないかと。それらも当初、きちんと将来にわたって個人売買はだめですよということも可能だと思うのです。そういうようなことをやりながらいきますと、市内の業者も潤うだろうし、それから市として全国的に初めての試みということで相当注目を集めるのではないかと。

そして、25年後に持ち家として譲渡した場合、土地だけは貸与する。それで、建物を除去するときは市が今度除去代はかからない。それで、25年間3万ずつ払ったとしたら900万払うことなのです。そこで、じゃ、1,500万出して900万もらって600万マイナスではないかと。ところが、仮にその一軒家に3人、4人ないし居住してくれましたら、1人当たりですよ、これもある程度、政策的に年齢で若い人に住んでもらう政策を立てるのですよ。若い人の政策。4人家族とした場合、先ほど財政課長が答弁したように1人60万、そして年間240万。25年で6,000万ですよ、交付税。6,000万入るのです、このままでいけば。一例ですから。そうすると、25年で6,000万から、そのうち先ほど言った600万のマイナスなんて、6,000万から600万引いても5,000万前後は恐らくプラスになると思うのです。こういうような大胆な政策は、私は出す考えないかなというふう考えているのです。

それで、そのほかにも市税も入ってくるだろうし、個人消費もあります。それで、じゃ、デメリット何あるのかなといったら、デメリットは余り見当たらないのです。そういうようなことを、先ほど答弁の中でありましたように、市内でもプロジェクトを組んでいるいろいろやっているようですけれども、本当に歌志内を沈没させない将来に向けて、そして市長がどんどん国に出向いて、陳情に、過疎はこういう状態ですからこういうことを認めてくれとか、政策をどんどん言って、僕は無理ではない話だと思うのです。

実は、ある代議員にも言っているのです。地元の代議員ではございません。そしてらおもし

ろい政策だねと。これ、研究する課題ありますねと言ってくれましたよ。過疎地区は本当にそうかもしれませんねと。だから、やはりこういうことをひとつ研究をしていただきたいと思えますけれども、いかがですか。見解をお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 大胆な政策を打ち出すべきだと。これは、そういった政策として進めるということについては、これは同感でございます。

今、言われているのは、それぞれ各自治体、特に産炭地においては同じような政策をしているというようなことも国から言われておりますから、そういった面ではいろいろな形で進めなければなりません。

この住宅問題について、これは公営住宅等長寿命化計画をつくるときに、策定するときに市民の皆さんからも意見も聞いた、議会の皆さんからの意見も聞いた。例えば、戸建ての公営住宅という政策ですから、そういったときにそんな話が会議等の中で出たのかどうかはちょっと承知はしていませんけれども、いろいろな数字の中で差し引きしていった場合にどのような数字かと。今、たくさん数字を並べられました。

そういったことをしながら新たな政策ということでございますけれども、これは私のほうとしても現状を認識しながら進めていきたいと思えますし、ただ、戸建ての関係については、これは公営住宅等の関係について、今言われているのは建てかえだけではなくリフォームをし、あるいは民間の方に公住を譲渡して、民間が経営する住宅もつくっていったらどうかという提言も道からあります。そういったことも含めて、広い範囲の中で検討をしていかなければならないと思えますし、これだけが大胆な政策ではないと思っております。

ただ、一つ国のほうにも要請すべき、陳情すべき、そういった過疎地を初め、それぞれ地方自治体、過疎地であってもそれぞれ個々に状況が違うわけでございますから、当然そういった計画をつくった場合に、国に対しての要請、要望というのは必要かと思えます。

ただ、残念ながら過疎地全体で要望、あるいは産炭地だけの要望と、あるいはその中で個々の状況ということで、私がそういった面で国に対してお話をしているときに、まず話をいたしますと、財政問題どうなっているのかと。財政の赤字は1年で解消したなど。その後の実質公債費比率の解消はどうなるのだと。さらには、その後の財政健全化計画、これを実行した場合に実質公債費比率は、これは自治体として目標としているのは18%未満ですから、それをどの時点でクリアできるのだと。そういったことの当市に対する話というのは、そういったことが主な内容になってしまうわけでございますけれども、それらを承知しながらこれまでも国、北海道に対してはお願いをしてきたつもりでございます。

こういったことを検討して、必要があれば北海道、あるいは国に対しての要望は積極的にやっていきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） やっぱりこういう問題を質問するに当たっては、時間が本当に足りないのですよね。まだまだ関連してお話ししたいのですが、人口問題については本当に当市にとっては最重要課題だと認識されていると思えますけれども、今言った大胆な政策、私、今こんな政策はどうですかということで示しましたけれども、公営の一戸建てというのは全国にはたしかないと思えます。恐らくそんなことで総務省あたりへ行って、どうだいと、過疎地はこういうこととということでやっていただければありがたいなど。

それで次に、協働のまちづくりの関係について入りたいと思えます。

先ほどの答弁では、市民と行政が相互の理解と信頼のもと目的を共有して積極的に連携協力

することによって云々とあって、住みよいまちづくりを進めていくという考え方でありますということでございますが、全体的に以前にも同じような答弁、似たような答弁なのです。それで、たしか市長にも釧路町のまちづくりの基本条例を渡したような気がするのですが、釧路町は非常に協働ということに対してはきちんと入れている。協働のまちづくり基本条例、条例の構成ということで、協働とはというその言葉の意味までもきちんと記述してあるのです。

大体似たようなところなのですが、やはり協働のまちづくりというのは住民参加をしてこそ協働のまちづくりにつながるのだけれども、当市の場合は市長の公約であるからということで、協働が先に頭打ちで出ていって、ところが市民の皆さんは協働のまちづくりって何ぞやということが、私は理解しかねていると思うのです。それで、私はこの条例をつくって、こういうことなのですよということで市民に知らしめてこそ、初めて市民の皆さんがなるほど、こういうことかと、このように理解して、それだったらということになっていくと思うのです。このことは前にも話したのですが、もう既に市長は22年度に策定するといっていて、もう23年度、もう少しであと半年もすれば終わりますけれども、恐らくこの策定に当たって、先ほどいろいろな答弁していましたが、策定に当たっての作業そのものが入っていないのではないかとと思うのですが、どうなのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 作業に入っていないということではありません。今、釧路町とか聞きましたけれども、釧路町は別にしまして、私のもとにもいろいろな自治体の条例等がまいてありますけれども、まず協働のまちづくり、この条例をつくることを基本としながら進めているわけでございますから、市政執行方針等の中でそういったことを市民に十分承知していただいて地域づくりを進めると。これについては、それぞれ各自治体もそういった形で条例をつくっているというところについては、まだまだ数少ないわけでございますけれども、だからといって協働のまちづくりをしていないというわけではなく、それぞれの首長さんは協働のまちづくりというのは、ほとんどの首長が、今、基本方針として政策として掲げているところでございます。

22年、23年という話が出ました。これについては、23年、ことしの第1回定例会のときに進め方として、今、地方自治法の地域主権の関係でいろいろ研究もしていかなければならないと。国からの説明、それからそれらをしなければならぬという話をいたしまして、これは谷議員もそういう状況は十分承知しているということでお話をいただいております。そういったことを、ことし、既に市長会での各担当課長会議での説明会も終わっておりますから、それらを踏まえた中で事務は進めてまいりたいと思っております。

ただ、きのう、おとといですか、また新聞にこの地方主権の関係についての政府の考え方について、我々のトップであります全国市長会の会長等の見解も今出ておりますから、そういったことも十分承知をしながら進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さんの質問を打ち切ります。

延 会 の 議 決

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事が終わりますが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

延 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 本日は、これにて延会いたします。
御苦労さまでした。

（午後 3時12分 延会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 川 野 敏 夫

署名議員 原 田 稔 朗